

動産・債権等の活用による資金調達手段
～ A B L (Asset Based Lending) ～
テキスト 一般編

平成 18 年 3 月

株式会社 野村総合研究所

本テキスト（一般編）のご利用に当たって

A B Lとは企業の事業そのものに着目し、事業に基づくさまざまな資産の価値を見極めて行う貸出のことです。

本テキストは新しい資金調達手段であるA B Lの概要・特徴や具体的な事例を中堅・中小企業の方や金融機関の方にご紹介し、実際の取り組みの一助としていただくために作成されたものです。

- 本テキストは、経済産業省の委託を請け、株式会社野村総合研究所が作成編集しています。内容については、経済産業省内の研究会である「A B L研究会」（座長：道垣内弘人東京大学法学部教授）より、助言を受けています。

内容については、作成編集者である株式会社野村総合研究所のA B L担当者までお問い合わせ下さい。

また、本テキストは、分かりやすくするために内容を一般化して記述しています。実際の融資のお申込みにあたっては、金融機関や企業の状況によって提出書類や取り扱い方法等が異なること、融資の可否はあくまでも個々の審査結果によることにご留意下さい。

【照会先】

株式会社野村総合研究所 金融コンサルティング部
（〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビル）

A B L 担当

グループマネージャー 広瀬 真人
（電話：03-5533-2551 電子メール：m-hirose@nri.co.jp）
上級コンサルタント 鶴谷 学
（電話：03-5533-2562 電子メール：m-tsurutani@nri.co.jp）

< 目 次 >

はじめに	1
第1章. A B L 活用のメリット	5
1. 企業にとってのメリット	6
2. 金融機関にとってのメリット	11
第2章. A B L に適した企業のプロフィール	13
1. 典型的な活用場面	14
2. A B L で活用しやすいモノ（動産）の特徴	18
3. A B L で活用しやすいモノ（動産）の具体例	19
第3章. A B L への取り組み方	21
1. 法的な説明	22
2. 案件の進め方	29
3. 各プロセスにおける留意点	34
4. 企業から見た A B L のポイント	37
第4章. A B L モデル事例の紹介	43
1. ライフサイクル重視型モデル	44
2. リレーションシップ強化型モデル	47
3. 外部評価機関活用型モデル	51
4. I T 活用による在庫管理型モデル	53

はじめに

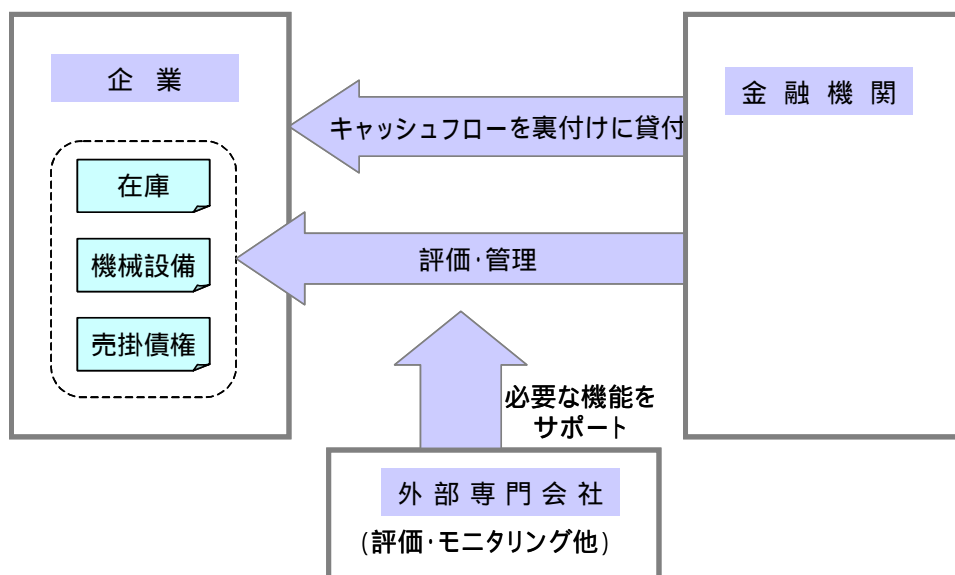
A B L（Asset Based Lending～資産に基づいた貸出～の略）とは、「企業の事業そのものに着目し、事業に基づくさまざまな資産の価値を見極めて行う貸出である」と表現される。

典型的なパターンのひとつを例に挙げれば、以下のような融資である。

企業は、在庫と売掛債権に担保を設定して、金融機関等から融資を受ける。その際、金融機関は、在庫の市場性や売掛先の支払能力などに基づいて一定の担保評価を行い、貸出枠を設定、企業はその枠内で融資（この場合は運転資金）を受けることができる。この貸出取引を継続していくには、企業は定期的に在庫や売掛金状況を金融機関に報告し、金融機関は評価替えを行うという約束が必要である。このほかにも、主要売上先の変更などを報告するなど、事業内容について継続的に情報を共有するためのルールを設定する。

図表 1

A B Lの典型的なスキーム



A B Lは、前述の表現とは別に、「企業が不動産以外の動産（在庫や機械設備等）・債権（売掛金等）などの流動性の高い資産を担保として借り入れを行うものである」という言い方もされるが、この例を見れば、実は単純に担保だけの話ではないことがわかる。

つまり、不動産担保などと異なり、A B L の担保は事業活動（あるいはその結果）そのものであるので、必然的に、「今、事業がどのように動いているか」について、継続的に、企業と金融機関が情報を共有する仕組みないし契約（コベナンツという）がセットされているのである。

このことは、企業からみれば、事業を拡大したいというときに、不動産担保では限界があったとしても、A B L の場合には、拡大した事業に伴って在庫や売掛金も増大すれば、それに応じて運転資金の枠も拡大するというメリットがある。また、事業そのものが健全であれば、例えば仕入れ価格の一時的な上昇で赤字になったとしても、そのことをよく理解している金融機関から安定的に融資を受けられるようになる、といった場合もある。

金融機関からみれば、融資先の事業の状況が常に把握でき、万が一、事業がうまくいかなかった場合でも、コベナンツや担保設定契約に基づいて、早めに事業の立て直しなどについて企業と相談することができるという点で、企業とのリレーションがより緊密となり、結果的に他の貸出と比べて、リスクを抑制することができるというメリットがある。

A B L は、このように、企業、金融機関双方に少なからずメリットをもたらす手法であるものの、今まではその活用が進んでいなかったのが現実である。

その理由として、例えば、在庫を活用しようとする場合、担保価値を適正に評価することが困難な場合が多いこと、処分・換金するマーケットが限られていること、第三者による善意取得に対抗できないこと（担保物件の確保が難しいこと）などが挙げられる。また、売掛債権を活用しようとする場合、担保設定の際に活用される譲渡担保という方法に関して、重複して譲渡される恐れがあり権利関係を確定することが困難であること、売掛債権の原因事由に瑕疵がある場合に債権そのものが消滅あるいは減額される恐れがあることなどが考えられる¹。

こうしたことを背景に、政府は、資金調達の多様化やそれに伴う担保法制の検討を目的とした「企業法制研究会（担保法制度研究会）」（平成 15 年 1 月）において不動産担保から事業の収益性に着目した資金調達手法への転換、とりわ

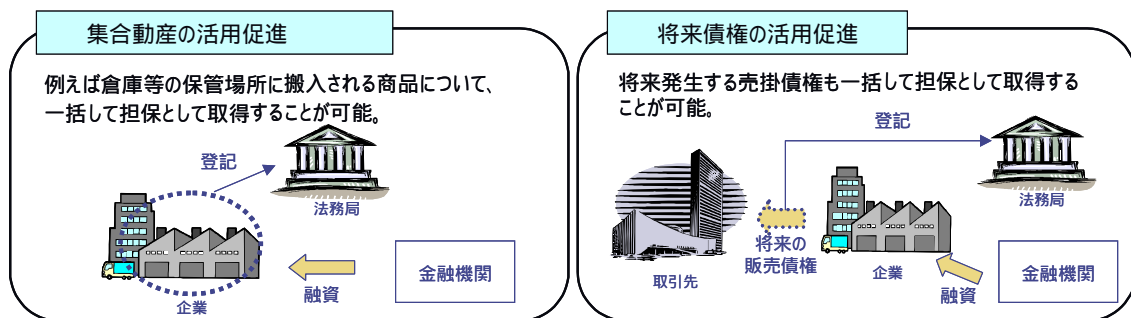
¹ このため、日本の商習慣では、売買契約等の中で売掛債権の譲渡・担保差し入れに関する禁止文言がある場合がある。また、活用が一般的でないために、売掛債権に担保設定をすることに対して風評悪化懸念を抱く場合が少なくないと言われている。

け企業が保有する在庫や債権等の事業収益資産²を担保として資金調達で活用できるよう、対抗要件の具備に関する公示制度を提言するなどの取り組みを行ってきた。

これを受けて、平成16年11月の臨時国会において「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」が可決成立、平成17年10月に施行され、企業が保有する動産・債権を活用した資金調達の活用について一歩途が開かれたところである。

すなわち、動産譲渡担保については、動産譲渡登記制度が創設され、動産の譲渡について、登記により対抗要件を備えることができるようになった。また、債権譲渡担保に関しては、第三債務者（売掛金の支払者など）不特定の将来債権についても登記ができるようになった³。

図表 2 動産譲渡登記制度のポイント



A B L は、こうした最近の法制面の整備などを経て、ようやくこれから本格的な普及が期待される段階にある。このため、一般企業のみならず、金融機関の職員の間でも、A B L の特徴や実務についての認識は十分でないと考えられる。

² 事業収益資産：キャッシュフローや収益を生み出す資産のこと。この資産を担保にすることにより、成長可能な企業であれば、不動産担保の制約にかかわらず、事業資産の拡大に伴って金融機関の与信枠も並行して拡大させることが可能になり、成長資金の調達が行いやすくなる。

³ それまでは、目的債権が未発生の場合、第三債務者が特定されてなければ登記ができなかった（第三債務者名を登記必須事項としていた）。

こうしたことを背景に、経済産業省では平成 17 年度の事業として、A B L 推進事業を実施し⁴、本テキストもその一環として作成されたものである。

本テキストは、A B L 推進事業の成果を盛り込み、A B L を実際に活用していくための入り口としての情報を取りまとめている。

まず、「第 1 章・A B L 活用のメリット」では、企業から見たメリット、金融機関から見たメリットについて、企業や金融機関に対して実施したアンケート結果も紹介しながら、整理する。

第 2 章、第 3 章では具体的に A B L に取り組むことを念頭において A B L に関する疑問点や懸念などを解消することを意図した。具体的には、「第 2 章・A B L に適した企業のプロファイル」で、A B L の活用メリットが大きいと思われる典型的な企業のプロファイル及びアンケート結果からみたニーズの大きい企業像を紹介する。次に「第 3 章・A B L への取り組み方」では、法的な性格についての概要をみたあと、A B L 案件の進め方と、各プロセスの留意点についてまとめる。さらに、経済産業省が認定したモデル事業の実例などから A B L における手続き面でのポイントを紹介する。

最後に「第 4 章・A B L モデル事例の紹介」では、読者に、A B L の具体的なスキームや多様なパターンを示すことで、もし自らが取り組んだ場合どのように活用するのか、というイメージを持ってもらえようことを意図し、前述のモデル事業の各事例を紹介する。

⁴ 有識者・実務家による A B L 研究会において現状や政策課題について討議すると同時に、モデル事業、アンケート事業、シンポジウムの開催によって A B L の認知と裾野の拡大を狙っている。

第 1 章． A B L 活用のメリット

本章では A B L の利用にあたって借り手企業に資金調達上どのようなメリットがあるかについて、主として企業アンケートの結果に基づいて解説する。続いて、金融機関が A B L に取り組む背景についても、同様に金融機関アンケートの結果をふまえて解説する。

1. 企業にとってのメリット

前述の通り A B L では、借り手である企業が金融機関に対して動産・債権を担保提供すると同時に、キャッシュフロー等の情報を継続的に提供する。このような仕組みとすることで、企業は資金調達上のメリットを受けることができる。そのメリットについて解説する。

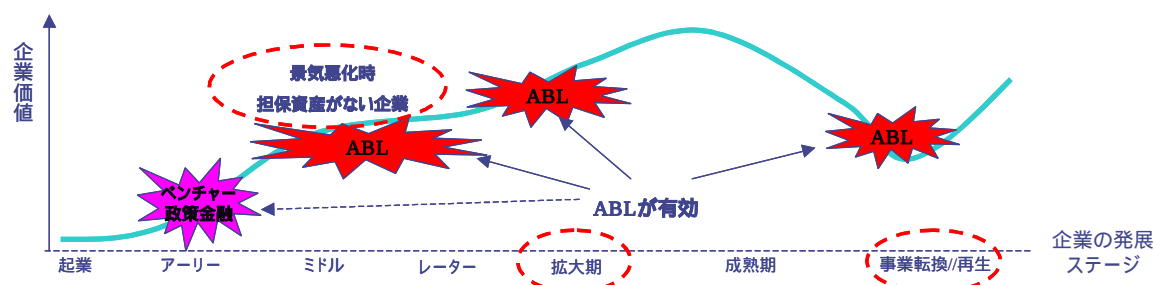
(1) 事業の拡大に伴う資金需要ニーズの充足

企業の発展ステージにおいては、資金需要に対して十分な調達が確保できない、あるいは高金利など悪条件での調達を余儀なくされる局面がある。これは、資金提供者が対象企業の将来性を推し量ることがより困難な（すなわち情報の非対称性が拡大する）起業時、急拡大期、事業転換／再生期などに顕著となりやすい。

加えて、景気循環の影響もある。景気悪化時には一般に企業の財務力（＝基礎体力）が低下する結果、金融機関の与信が従前より厳しくなり、資金調達が低下する場合がある。さらに、事業のタイプによっては、資金提供者から見て評価が不慣れなこともあり、これらも企業側のニーズから見て十分な資金調達を妨げる一因となる可能性がある。

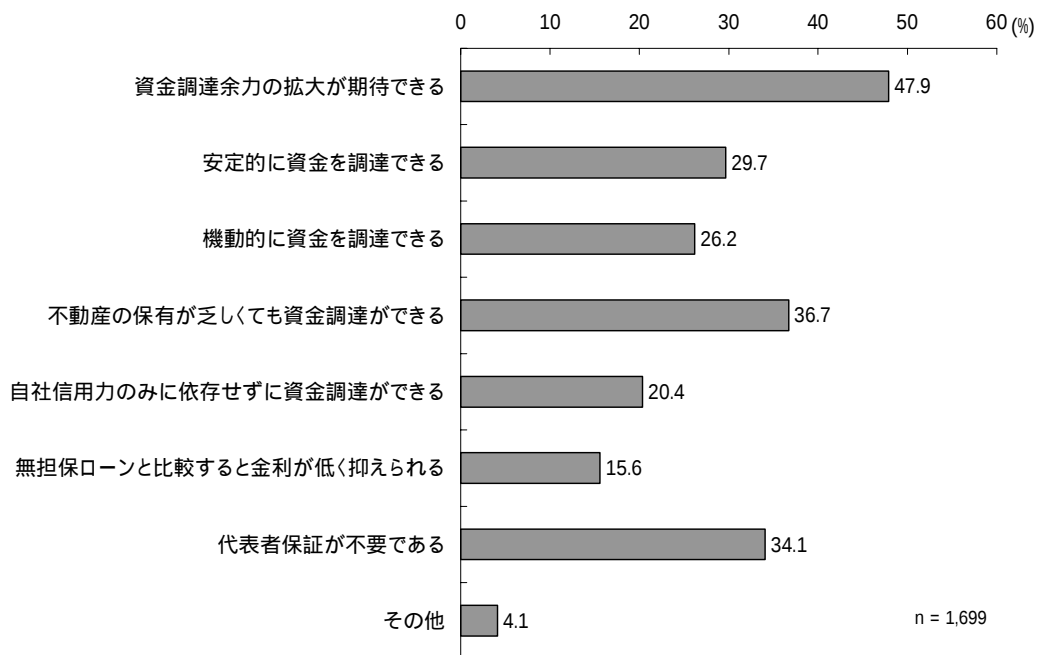
A B L は、以上のような場合に、資金調達のボトルネックを緩和するメリットがあると考えられる。つまり、事業拡大・事業転換・新規事業展開などの局面にある企業は、資金提供者から見ればリスク（不確実性）が大きいために金利が高くなっている場合や、必要な資金量が確保できないでいる場合がある。A B L を活用することで、無担保の場合と比べて、借入金利の抑制や借入金額の拡大が期待できる。

図表 1.1 企業の発展ステージと資金調達の困難性



一般企業を対象に「ABLを利用した場合に魅力的だと思うメリット」を聞いたところ（回収 1,699 サンプル）「資金調達余力の拡大が期待できる」の回答割合が最も大きかった。ABLを「積極的に利用したい」という企業に絞れば、この期待はさらに高まる。

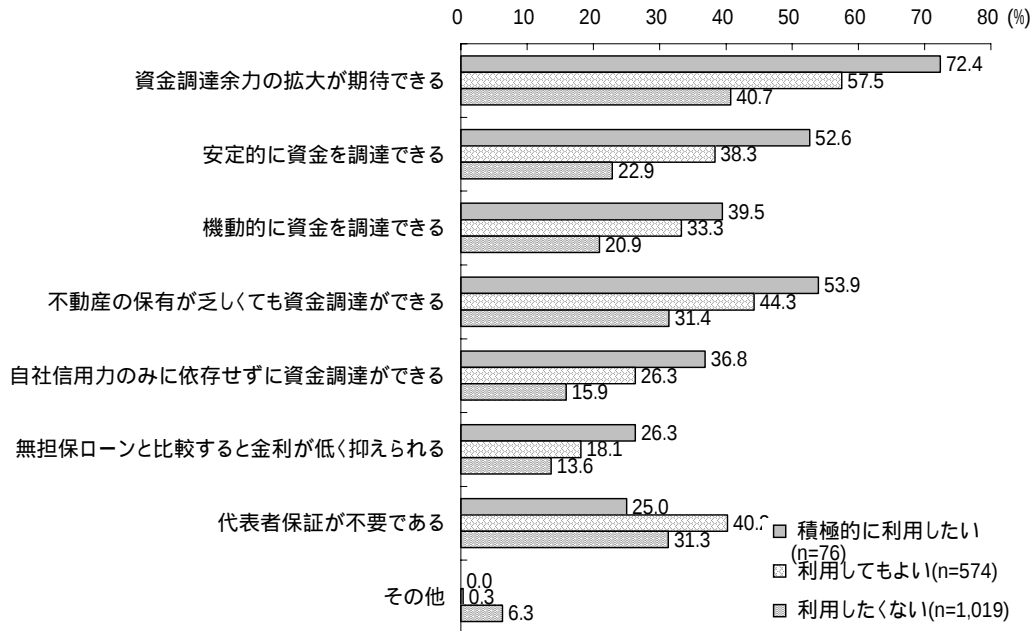
図表 1.2 一般企業アンケート結果（ABLのメリット）



また、ABLに対する利用意向を売上高伸び率の高低でみたところ、業界平均以上に売上高が伸びている企業は業界平均未満の企業と比較して利用意向が高くなっている。以上のことから、ABLに対して、事業拡大に伴う資金ニーズに対応できることへの期待が大きいとみられる。

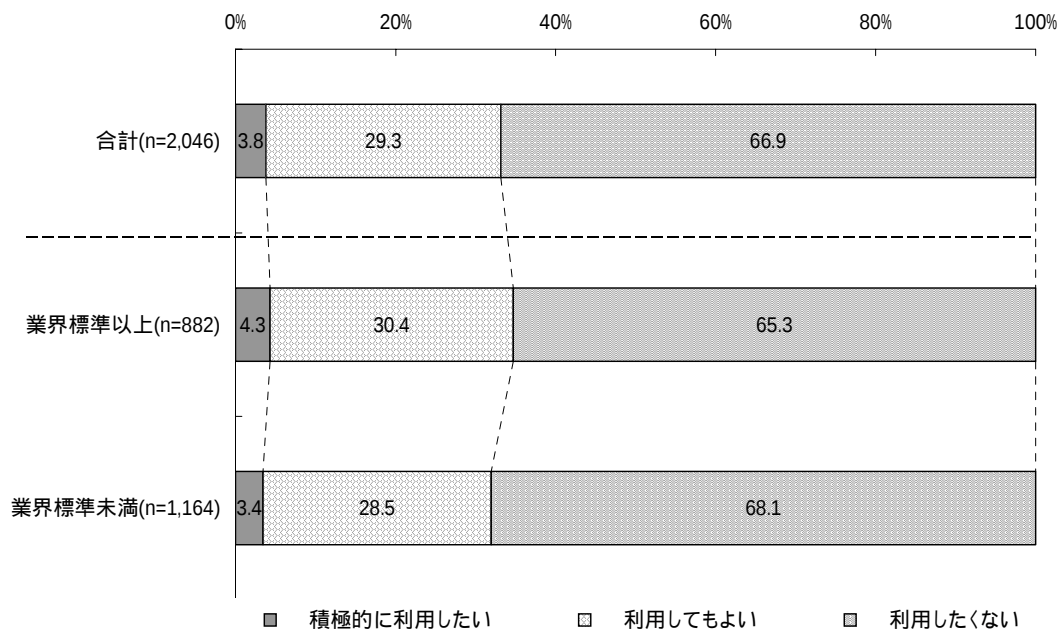
図表 1.3

一般企業アンケート結果（ABLメリット 利用意向別）



図表 1.4

一般企業アンケート（利用意向 売上高伸び率別）



(2) 不動産担保・第三者保証に偏重しない資金調達

一般企業へのアンケート結果によれば、ABLを利用した場合のメリットに関して「不動産の保有が乏しくても調達が可能」という回答が37%、「代表者保証が不要」という回答が34%ある。この割合はABLの利用意向がある（「積極的に利用したい」または「利用してもよい」と答えた）企業に絞るとさらに高まる。

ABLは企業にとって、不動産担保や第三者保証だけに依存するのではなく、在庫・売掛債権など事業収益の源泉となる様々な資産を資金調達に活用できるメリットがあり、アンケート結果はこの点への期待を示している。

企業によっては、保有する不動産を担保提供するだけでは必要な資金量の確保が困難な場合がある。このような企業も不動産以外にABLで活用可能な資産があれば、十分な資金を調達できる可能性がある。

(3) 金融機関とのリレーション強化で柔軟・迅速なサービス享受

一般企業へのアンケート結果によれば、ABLを利用した場合のメリットに関して「安定的に資金を調達できる」という回答が30%、「機動的に資金を調達できる」という回答が26%あった。この割合はABLの利用意向がある（「積極的に利用したい」または「利用してもよい」と答えた）企業に絞るとさらに高まっている。実際、ABLは企業と金融機関の強いリレーションのもと、安定的・機動的な調達を可能にする。

ABLにおいては、借り手と貸し手の間で緊密なやり取りが発生する。一般に借り手から貸し手に対しては、担保提供している在庫・売掛債権に関する情報やキャッシュフロー情報等の提供を取り決めた頻度で行い、また貸し手から借り手に対しては、資金繰りや事業運営に関する支援・指導が行われる。

企業にとって、金融機関が自社の事業のことをよく理解してくれるメリットは大きい。まず、事業をモニタリングしてもらうことにより、経営へのアドバイスを適切なタイミングで受けることが可能となる。また、業績が悪化した際などの緊急時にも、事業内容を深く理解している金融機関と付き合っていれば、より長期的な視点で柔軟・迅速なサービスを期待することができる。

(まとめ)

- A B L を中堅・中小企業が利用するメリットとして、まず、事業拡大・事業転換・新規事業展開など、従来の融資方法では十分な資金が確保しにくいような局面において、資金調達の可能性が広がる。
- 次に、企業にとっては不動産担保や第三者保証だけに依存することなく、事業収益の源泉となる様々な資産を資金調達に活用できる。
- さらに、企業と金融機関等の間で、継続的な情報共有を背景にリレーションが強化されるため、金融機関等から企業への適切なタイミングでのアドバイスや、業績悪化時、緊急時の迅速・柔軟な支援が期待できる。

2. 金融機関にとってのメリット

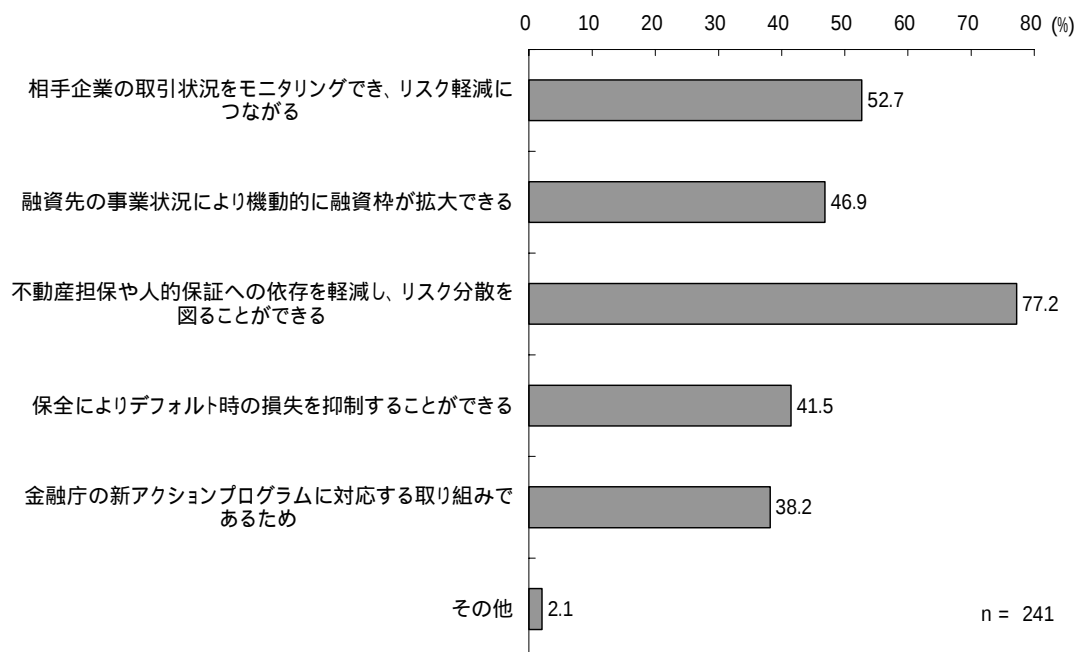
金融機関側から見ると、動産・債権の担保や継続的なモニタリングというABLの特性によって、リスクを抑制できるメリットがある。

(1) 動産等の担保化により貸倒リスクを分散・軽減

動産を担保に取ることにより、貸倒時の損失を抑制することができる。ただし、必ずしも動産担保化自体の推進強化を狙うものであってはならない。借り手のニーズおよび保有資産状況に合わせて推進すべきであることはいうまでもない。

前述したように、企業側には不動産担保や代表者保証に依存しないで調達を増やしたい、というニーズがある。動産を担保に取ること、企業ニーズに対応しつつ貸倒リスクを分散・軽減し、融資を増加できる点が大きなメリットである。アンケートでは、ABLの実施意向を示した金融機関の8割近くが「不動産担保や人的保証への依存を軽減し、リスク分散を図ることができる」ことを理由としてあげている。

図表 1.5 金融機関アンケート（ABL実施意向理由）



(2) モニタリングにより借り手のリスク (不確実性) を緩和

在庫やキャッシュフローの継続的なモニタリングにより、借り手の状態を常に把握することで途上与信管理機能を強化し、融資拡大 (または融資金利抑制) を図ることができる。一般にリレーションシップ・バンキングでは、相手企業と定常的な付き合いを続けることにより相手を理解する。その結果、事業内容をよく知ることによってリスク (不確実性) を緩和できれば融資額を拡大したり、または融資金利を低く抑えたりすることが可能になる。それと同様の効果を A B L でも実現できる。むしろ、A B L は契約やルールに基づいて情報の交換をするため、これまでの暗黙的なリレーションシップ・バンキングを高度化、効率化させる効果があるとみられる。

アンケートでは、A B L の実施意向を示した金融機関の 5 割以上が「相手企業の取引状況をモニタリングでき、リスク軽減につながる」ことを理由としてあげている。

ただし現状においては、モニタリングおよびそこで得た情報の活用に関して、金融機関側のノウハウが十分に確立されていない。したがって、当初は試行錯誤をしながら、徐々にノウハウを確立していく必要がある。

(まとめ)

- 金融機関にとっては、企業の資金調達ニーズに対応し、A B L によって貸倒れリスクを分散、軽減することにより融資量の増加が期待できる。
- 次に、借り手の在庫やキャッシュフローの継続的なモニタリングにより、借り手の状況を常に把握することで、リレーションシップ・バンキングを高度化できる。

第2章． A B L に適した企業のプロフィール

A B L の活用は、契約、登記の事務や担保対象となる動産の管理などの事務負担を伴うものであるため、それを上回るメリットがあるかどうかを見極めて利用することが必要である。本章では、まず、企業から見て A B L のメリットが生きる活用場面について検討し、続いて、どのような動産が A B L に適しているのかを解説する。

1. 典型的な活用場面

A B Lは、主に企業が不動産以外の動産（在庫や機械設備等）・債権（売掛金等）などの流動性の高い資産を担保として借入れを行うものである。これにより、企業は、無担保で借入れを行うのに比べて、借入金利や資金量の面で、より好条件を引き出せる可能性がある。

しかし、従来の借入方法でも、十分な資金が確保できているという企業もあるであろう。A B Lは、後述するように、契約・登記の事務や、担保の対象となる在庫等の動産の管理など、多少なりとも事務負担を伴うため、それらの手間を勘案してもそれを上回るようなメリットが期待できるような場面で活用することが、賢明であるといえるかもしれない。

A B L活用のメリットについては既に概略を述べたとおりだが、以下では、実際に利用することを想定し、A B Lのメリットが大きい場面について解説する。

（１）流動資産に対する資金調達ニーズが大きい

第一には、対象となる流動資産の規模が相対的に大きいこと、さらにそれだけではなく、その流動資産をファイナンスするための調達ニーズもそれなりに大きいという視点が考えられる⁵。一般企業のアンケート結果によれば、棚卸資産の総資産に対する比率が高い企業ほど、A B Lの利用意向が高いという結果が出た。

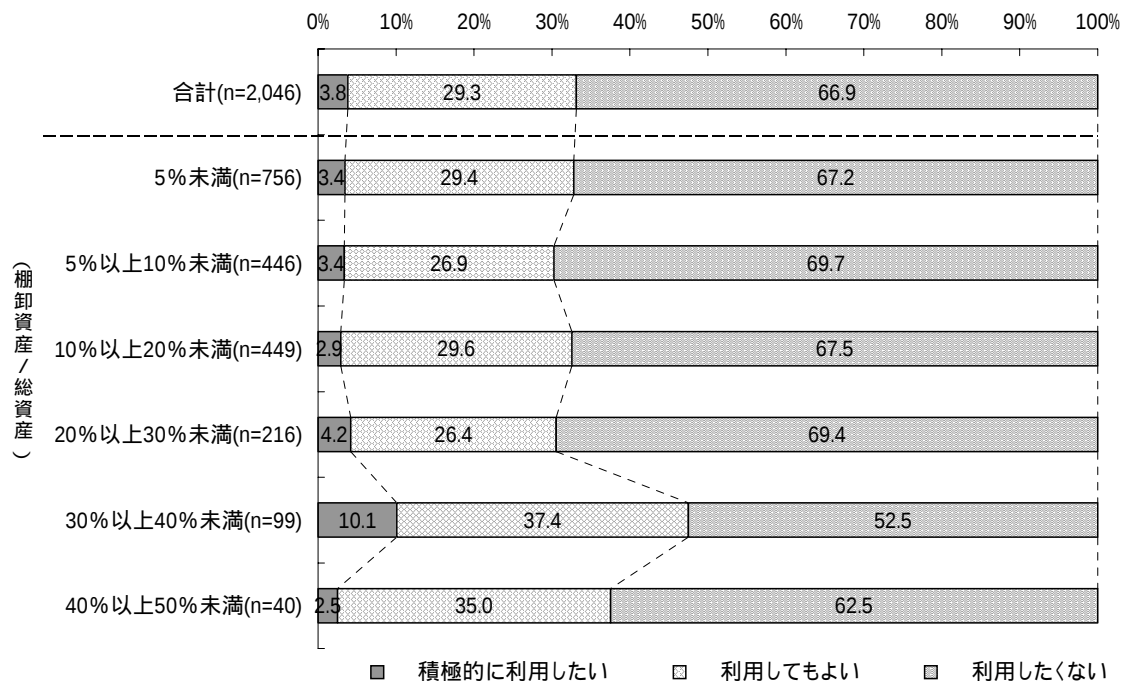
この場合の例として、事業拡大期にあるなど、企業が急成長をする（したい）局面があてはまる。例えば、商圈を地場中心の営業展開から広域へと拡大する場合や、新しい商品やサービスを投入して事業の範囲を拡大し、さらに成長率が高い場合である。

また、売上の季節変動が大きい場合や、仕入れと販売との間でのタイムラグや支払い条件（サイト）の乖離などの要因から、在庫や売掛金などを多く保有するといった場合も想定される。例えば、海産物の豊漁・不漁など、年によって仕入れが不安定である一方で、取引先からは安定的な供給を求められているような状況が考えられる。また中古車販売なども、好条件で仕入れることと同時に顧客に対しては幅広い品揃えを提供することが求められる場合が一般的なので、在庫を資金調達に活用することは有効であると思われる。

⁵ 例えば、資産サイドで、在庫や売掛金のサイトが長く、流動資産が売上に比べて大きくても、仕入サイドのサイトが長く、かつ、それらのサイトや売上が安定的に推移する場合には、運転資金調達ニーズは小さいという場合が考えられ、この場合のA B L活用メリットは小さいかもしれない

図表 2.1

一般企業アンケート結果（ABL利用意向 棚卸資産比率別）



（2）機械設備等の保有規模が大きい

第二には、生産設備やレンタルなどの目的で使用する機械設備や什器の保有規模が大きい場合である。この場合の例として、工作機械など、高価でかつ耐用年数が高い機械設備を使用している状況が考えられる。

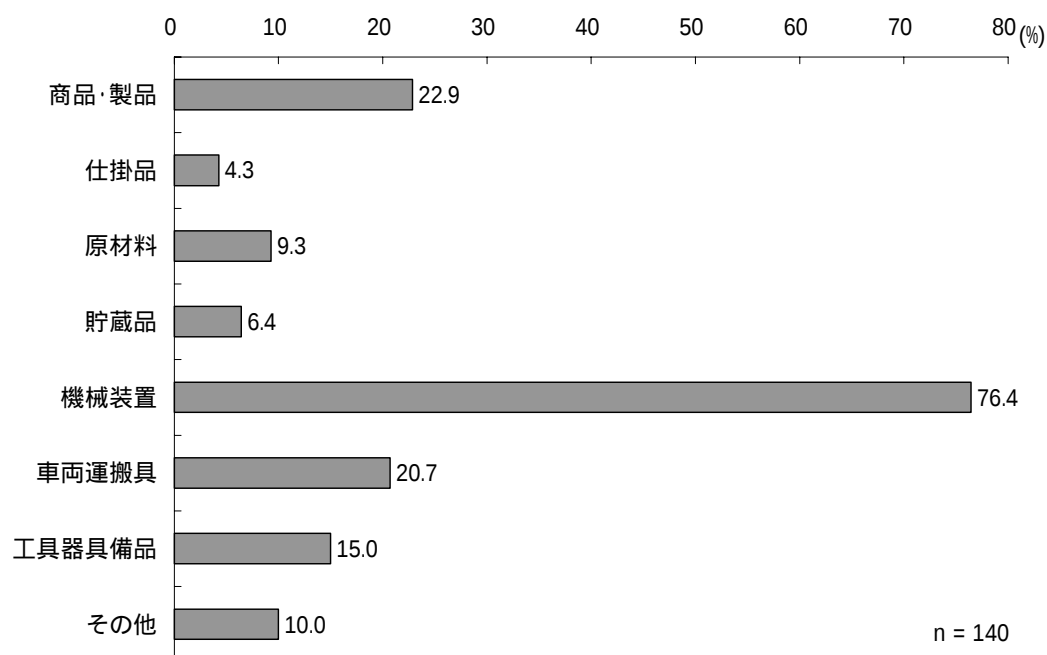
償却が済んだ機械などの簿外資産についても活用が可能な場合がある。例えば工作機械（マザーマシン）の例では、償却後年数が経過していても稼働さえしていれば、良好な状態を保っている場合が少なくなく、評価が十分可能な場合がある。ABL研究会メンバーの指摘した実例として、工作機械 70 台について外部評価機関を使って評価したところ、1/3 については評価額が得られ、しかもそのうち数台は 25 年使用して 1 千万～2 千万円の評価額があった。こうしたケースは、特に、金融機関と協力して事業再生に取り組むような場合には極めて有力な手法となる。

また、レンタルで建設機械や介護用品などを取り扱っているケースでは、事業の成長にともなって、これらの設備や什器の調達が相当程度先行する。経済産業省が認定した ABL 推進のためのモデル事業の紹介（第 4 章）でも介護用品レンタル業の事例が登場するが、こうしたレンタル業の場合、今後物件管理に IC タグを活用するケースが増えてくると予想される。このように高度かつ効率的な管理体制を構築していると、ABL に関しても管理コストの抑制や評

価精度向上による資金枠のアップなどの効果が想定され、本業の在庫管理体制をA B Lに活用することで、在庫管理の副次的効果が期待される。

図表 2.2

金融機関アンケート結果（過去担保に取ったことのある動産）



（３）業況が一時的・急速に悪化した

第三に、財務諸表上の計数（売上や利益率など）が何らかの理由により悪化し、この結果一時的にせよ通常の金融機関融資の枠がきつくなるということが起こり得るが、このような場合にもA B Lの活用が有効な場合がある。

例えば、前年度、仕入れ価格の急変などによって決算が赤字になったような場合、赤字の理由が一時的であり今年度以降の見通しは問題がなかったとしても、複数の取引金融機関に対して決算説明を行い、理解を得るには時間がかかる場合もある。また、主要取引先や主要商品の変動などによって、在庫や売掛金の回転期間が長期化するような場合も同様である。これらの場合、事前にA B Lによる資金調達の枠とモニタリングに関する取り決めに講じてあれば、事業の状況変化に対して比較的柔軟に資金調達をできる場合がある。

(まとめ)

- A B Lのメリットが大きい活用場面としては、流動資産の規模が大きい場合や、事業拡大期にある場合、売上の季節変動が大きい場合、仕入れと販売のタイムラグやサイトの乖離などの要因から在庫や売掛金を多く保有せざるをえない場合などがある。
- 次に、高価かつ耐用年数が長い機械設備を利用している状況など生産設備やレンタルなどの目的で使用する機械設備や什器の保有規模が大きい場合が当てはまる。
- さらに、売上や利益率などの経営指標が一時的に悪化し、金融機関からの枠がきつくなるといった場合にも、A B Lを活用していれば、事業の状況変化に対して比較的柔軟に調達が可能となる場合がある。

2. A B Lで活用しやすいモノ（動産）の特徴

A B Lの活用可能性は、相当程度、どのようなモノ（動産）を対象とするのかによって決まってくる。そこで以下では、どのようなモノ（動産）を取り扱っている場合にA B Lを活用しやすいのかという点を検討するが、まずX銀行の二つの事例を紹介する。

（1）在庫負担が大きく、在庫管理が徹底されているケース

第一は、工作機械のドリルの先端など切削工具を販売するA社の事例である。A社では、取引先から「刃が折れてしまった」と言われたときには、ただちに対応できる体制を構築しておく必要があった。そのため、大半が輸入品であることもありかつ、非常に多種多様かつ大量の在庫を必要としており、在庫の負担が非常に大きかった。一方で、不動産等の担保提供可能資産は非常に少なく、新規の資金調達には限界があった。

A社の社長から、欧米のような在庫を活用した資金調達ができないかという相談があり、検討したところ、製品は世界的にトップレベルのものであり価値が高い、実地調査の結果、非常に高いレベルで管理体制が整備されており、多品種にもかかわらずしっかりした在庫管理がなされている、ということが判明し、A B Lによる新規融資が可能という判断に至った。

（2）大型で持ち出しにくいケース

第二の事例は、高級ピアノを扱うB社の事例である。同社のピアノは、非常に在庫期間が長く、かつ価格の高い製品である。また、B社では、1台1台が手づくりであり気候や湿度によっても音が違うことから、顧客には必ず2台～3台を吟味してからの購入をすすめるという方針をとっており、相当数の在庫を準備しておく必要があった。

B社からの相談をうけてX銀行で検討したところ、当該製品はブランドが確立されている高級品であり、相当の評価額が期待できること、十分な管理・保管がされており、盗難等の可能性が低いことなどが判明し、A B Lとしての取り組みが可能との判断に至った。

3. ABLで活用しやすいモノ（動産）の具体例

ここでは、X銀行での取り組み事例をもとに、ABLに活用しやすいモノ（動産）の例を紹介し、ABLへの適性があるモノ（動産）の特徴について検討する。

（1）自動車

自動車は、オークション等のセカンダリー・マーケットがあり、価格の公正さと透明性が非常に高い商品であり、評価・処分の観点からはABLに活用しやすい。なお、車両登録を行っている自動車は、自動車抵当法にもとづく抵当権設定や、所有権をオートリース会社等に管理してもらうこと等の手当てが必要となる。

（2）鉄・非鉄・貴金属地金

具体的には、コイル状の薄板（自動車用の薄板）、厚板（造船用）、再生アルミ、銅、金・銀・白金等のインゴットなどがあげられる。これらは、商品取引所に上場しているものや、市況があるもの等、価格の透明性が高い。また、鉄・非鉄等は重量もあり安易な盗難等の懸念は少ないが、貴金属等かなり高価なものになると盗難等への対応が重要となる。

（3）天然素材

具体例としては、羊毛、繭、羽毛などの原材料。商流の上流に位置する品物は押しなべて処分がしやすく、かつ、保管状況がよければある程度の期間は品質劣化が少ない。

（4）ブランド品

ブランド品の時計、バッグ、アパレルなど⁶についても、ディスカウントショップなどの販売力を背景にして、ある程度のセカンダリー市場が成り立っている。

（5）冷凍水産物

具体的には、マグロ、冷凍の海老、辛子明太子の原料となるスケコ、すり身の原料など。これは卸売市場等もあるため市場性が高い。また、冷凍倉庫（マグロなどは極低温下での保管が必要）などで保管するため、盗難等の危険性は

⁶ 流行に左右されにくく、品質劣化があまりないものが適している。

低いものの、温度管理等保管状況が重要となる。

(6) 穀類

商品取引所で取引されているものもあり、マーケットでの流通性が高い。

以上の例から A B L に適性の高いモノ（動産）の判断基準としては、以下のようになりう。

A B L を取り組みやすいモノ（動産）としての適性は、評価、管理、換価処分の容易さにある。具体的には、評価に関しては「価格の透明性がある」「標準化されている」などの特徴があると適性が高い。また管理に関しては、「保管しやすい」「容易に持ち出しにくい」といった特徴が、そして換価処分に関しては「市場、中古市場がある」という特徴があると適性が高い⁷。

一般に、上流のモノ（動産）ほど、これらの特徴を備えている場合が多い。ただ、同じ上流でも、例えば繊維については、染色済みだと流行などに左右されるので染色前のものの方が適性が高いなど、微妙な違いが出る場合がある。一方、下流の商品（リテール）になると、すべての特徴を満たすことは難しいが、いずれかの特徴を有していれば A B L に活用される場面も少なくないようである。

図表 2.3 動産の A B L への適性

評価の基準		上流			下流（リテール）	
A B L のプロセス	モノ（動産）の適性	天然素材	冷凍水産物	穀類	自動車	ブランド品
評価	価格の透明性がある	○	-	○	○	-
	標準化されている	○	○	○	○	-
管理	倉庫で保管しやすい	○	○	○	-	○
	容易に持ち出しにくい	-	○	-	-	-
換価処分	市場、中古市場がある	○	○	○	○	○

（まとめ）

- A B L には、「価格の透明性がある」、「保管しやすい」、「市場、中古市場がある」などの特徴を動産が適している。

⁷ A B L 案件とするためには、在庫データ等のレポーティングを可能とする適切な在庫管理体制も必要である。

第3章． A B L への取り組み方

本章では、A B L のスキームについて解説する。

まず、A B L に関連する法的、制度的なポイントとして、動産・債権の譲渡担保に関する法的知識と動産・債権の譲渡登記制度等の概要を解説する。

次に具体的な案件の進め方について、手続の流れと各ステップにおける留意点を説明する。

さらに、A B L は従来の貸出とは異なる特徴を持つので、これに関連して企業が留意すべきポイントを整理する。

1. 法的な説明

ここでは、A B Lにおける担保設定に関する法的な性格や特徴についてみていく。

(1) 担保の種類と形態

担保権には、いろいろな種類があるが、通常は以下のように分類される。

まず物的担保と人的担保に分けられる。物的担保とは、不動産や商品、あるいは売掛金などの特定資産（物）に担保権を設定するものである。一方人的担保とは、債務者以外の人や法人の一般財産を引当とし、その信用力を担保と考えるものであり、保証や連帯保証がある。

次に、物的担保は約定担保権と法定担保権に分けられる。約定担保権は、当事者が担保権設定契約を締結（約定）することによってはじめて効力が発生する担保権であり、抵当権や質権、譲渡担保権、仮登記担保などがある。これに対し法定担保権は、当事者間で設定契約を締結しなくても、法律上、一定の条件が満たされる場合に自動的に担保権として認められるもので、先取特権や留置権がある。

図表 3.1 担保の種類

担保権	物的担保	約定担保	抵当権
			根抵当権
			仮登記担保
			譲渡担保
			（所有権担保・相殺予約）
			質権
		法定担保	先取特権
			留置権
	人的担保	保証・連帯保証	

（出所）「債権の管理・保全・回収マニュアル」（花井正志著）

物的担保権の対象になる資産の種類としては、貸借対照表に計上されている資産（現預金、売掛金、受取手形、有価証券、在庫、機械設備、土地建物など）

は、ほとんど担保の対象になる⁸。ただし、担保の種類によって担保取得方法や第三者対抗要件は異なってくる。

(2) ABLの担保設定

ABLで主に使われるのは、譲渡担保である。これは、担保目的のために、目的物の所有権を移転するものであり、学説・判例により認められるに至った制度である⁹。譲渡担保は設定者と債権者との間の譲渡担保設定契約により設定され、当事者の意思表示があれば効力を生ずる。

こうして担保を取得すれば、担保権者は、他の債権者に優先して債権回収できるが、他の債権者などの利害関係人に対して排他的にその優先権を主張するには、法律で定められた所定の手続きをしておく（第三者から見て担保権の存在がわかるようにしておく）必要がある。このことを、担保権について第三者対抗要件を具備する、という。

動産の譲渡担保

まず動産の譲渡担保は、融資等の担保の目的で、担保目的物である動産の所有権を、設定者（債務者、あるいは第三者の担保提供者）から債権者に移転し、債務の履行がなされた時点でその所有権を戻す形式の担保である。

動産譲渡担保は、法的には動産の所有権を移転するという形式となるため、第三者対抗要件は引き渡しとなる。しかし実際には、債権者（金融機関等）が動産を現実占有してしまえば、担保設定者（借入企業等）は、この動産を利用することができなくなる（商品として販売したり、機械を使用したりできなくなる）ため、第三者対抗要件を具備するためには占有改定¹⁰が必要となる。

しかしこの占有改定という方法の場合、第三者の立場から見ると、実際には所有権を失った占有者を所有者であると勘違いして、取引（例えば購入）を行う恐れがある。このため、動産譲渡担保は、他の債権者との間で権利をめぐる争いになったりしかねないリスクを伴うものであった。

こうした問題に対応して、前述のように、平成17年10月に動産譲渡登記制度が創設された。これにより、例えば借入企業のもとに在庫が引き続き占有されていても、登記によって所有権移転が公示される（すなわち譲渡担保の設定など何らかの権利が発生していることがわかる）こととなり、紛争のリスクは小さくなった。

⁸ このほか、特別法に基づく特殊な担保物件として、担保の対象とすることを目的として組成され、あたかも一個の不動産のように扱われる、各種の財団抵当がある。

⁹ 例えば抵当権は民法に規定があるのに対し、譲渡担保を規定した法律はない。

¹⁰ 民法に規定される、占有の移転方式のひとつ。あるモノの占有者が、それを手元に置いたまま、占有を他者に移転する場合のこと

前述のように、債務者（動産の譲渡人）が金融機関等（動産の譲受人、債権者）に譲渡担保し、融資を受けるという場合、これまでは占有改定という方法によってその譲渡を公示していた。しかし第三者からは債務者があたかも所有者のように見えること、そして第三者への譲渡の可能性がある、すなわち二重の譲渡担保という危険性があることから、金融機関等の債権者の地位が不安定であるという問題があった。このことが動産を担保とした融資の発展を阻害する要因となっていた。

今般導入された動産譲渡登記制度では、第三者は登記事項の概要証明書をとることで譲渡の有無を確認できるようになった。さらに詳しい動産の内容についても、当事者、利害関係人、譲渡人の使用者等の開示される。このような登記によって、譲渡の公示性が強化され、その結果、債権者の権利の安定化が図られることから、動産を担保とした融資を促進するものとして期待されている。

動産譲渡担保には、担保目的物の特定の仕方によって、個別動産譲渡担保と集合動産譲渡担保の二通りがある。個別動産譲渡担保は、例えばパソコンの機番の明記などによって、目的物を個別に1件1件特定する方法であるのに対し、集合動産譲渡担保は、店頭の商品や倉庫内の原材料など、目的物の量が増減変動を繰り返すようなモノ（動産）に対して、それを集合物として特定する方法である。

債権の譲渡担保

売掛金債権、貸付金債権や賃料債権などの指名債権¹¹は、法律で禁じられている場合や、当事者間で譲渡禁止の合意がある場合以外、譲渡することが可能であり¹²、譲渡することにより担保（譲渡担保）とすることができる。担保取得の方法は、質権と譲渡担保（担保の目的とする債権譲渡）があるが、売掛金のような代金債権の場合は、一般に譲渡担保が用いられている¹³。これを債権譲渡担保といい、担保目的物である債権の所有権を債務者から債権者に移転し、債務の履行がなされた時点でその所有権を債務者に戻すという形式の担保である。

¹¹ 指名債権とは、債権者を特定した債権で、その成立・譲渡・行使にあたって証券を必要としない普通の債権のこと。

¹² 法律で譲渡を禁止しているものとしては、恩給受領債権・退職金・給料・年金受給権などがある。当事者間で譲渡を禁止しているものは、譲渡禁止の特約のあることを知って担保にとっても、その譲渡や質権の効力は生じない。なお、債権の性質が譲渡に適さないものとして、家庭教師から授業を受ける債権、画家に肖像を描かせる債権など、特定の債権者に対してのみ義務を負担したとみるべき債権、借地権以外の貸借権などがある。

¹³ 指名債権担保の実務例で多いものには、各種の代金債権・入居担保・貸ビル建設協力金・火災保険金請求権請求権・リース債権などがある。

債権譲渡担保は、債権譲渡人（借入企業）と債権譲受人（金融機関等）との間で、担保を目的とする債権譲渡契約を締結することで成立する。

この債権譲渡を第三者に対抗する（譲渡したこと、それによる担保権を第三者に主張する）ためには、民法上、第三債務者（この債権の支払人。例えば下請け企業が有する債権の場合なら、親事業者）に対して、確定日付のある（内容証明郵便など）通知を行うか、第三債務者から確定日付のある承諾を得ることが必要である。また、前述のような一連の法整備の結果、通知・承諾という方法以外にも、債権譲渡登記によって第三者対抗要件を具備することが可能になった。

このような第三者対抗要件の具備を行わないとどうなるか。例えば、下請けA社が、親事業者B社に対して製品を納入し、売掛債権を持っているケースを想定する。

このとき、C社がA社との間で売掛債権の譲渡担保を設定した時に、B社に通知をしなかった場合には、次のようなことが起こりうる。

親事業者B社が、下請けA社に対して材料の現物支給を行い、その代金請求権をA社に対して有した場合に、A社の持つ売掛債権と相殺し、その結果A社の売掛債権が消滅してしまう。本来、C社は、先に担保設定を目的として売掛債権の譲渡を下請けA社から受けていたに関わらず、その事実を当然には知りえない親事業者B社の行った相殺が無効であるとは主張できない。すなわち債権譲渡を第三債務者（B社）に対抗ができなくなってしまう。

また、親事業者B社から見た場合には、下請けA社が売掛債権を誰か（D社）に譲渡したにもかかわらず、そのことを知らずに、A社に対して買掛支払をしてしまった後に、譲渡を受けた、見知らぬD社から請求をされるということが起こりえる。B社は、通常法的には支払う義務はないものの、相手次第でトラブルに巻き込まれることもないわけではない。このようなリスクを嫌って、B社が、A社との取引にあたって債権の譲渡禁止特約を取り交わすという場合がある。

債権譲渡担保の対象は、既発生の特定された債権はもちろん、現在および将来発生する売掛債権、貸付債権、リース債権など、複数の第三債務者に対する発生と消滅を繰り返すような債権の集合体についても、対象とすることができ、これを集合債権譲渡担保という。

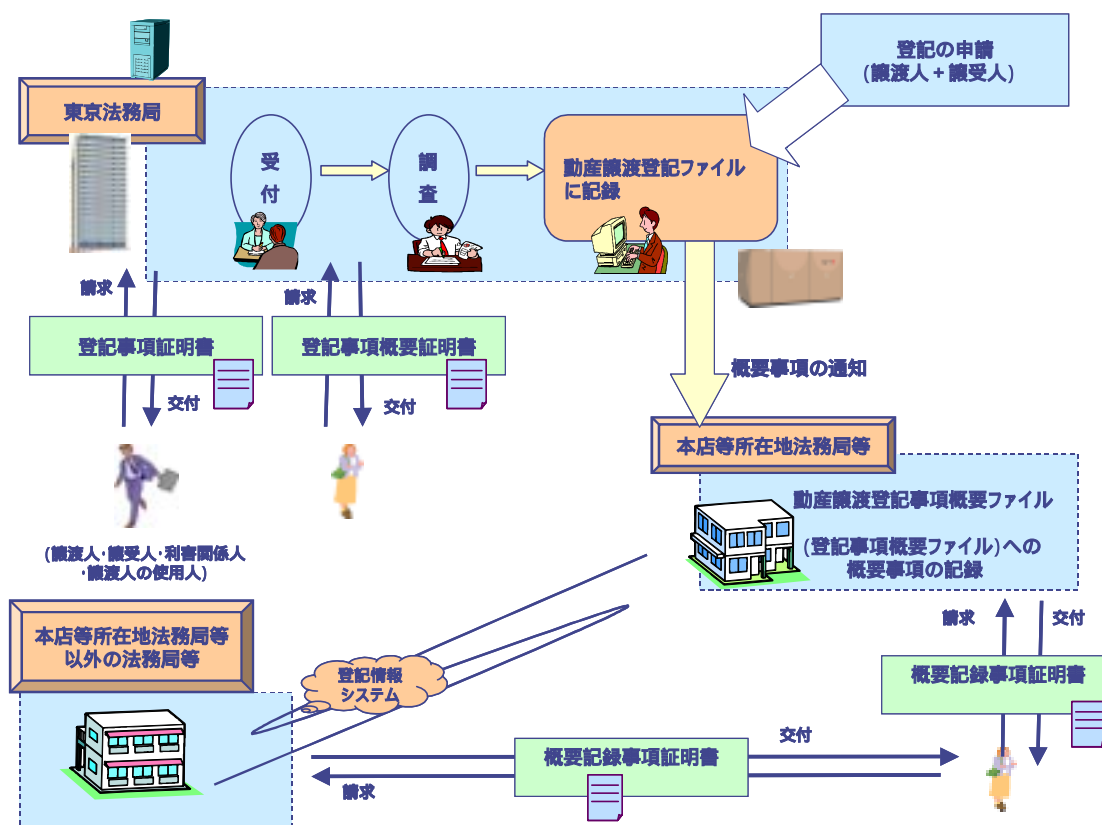
動産と債権の譲渡登記制度の概要

登記事務は、いずれも東京法務局で行っている。申請は、窓口、郵送、オンラインによる受け付けのいずれかで行う。登記には、登録免許税が必要で、動産の場合だと、1件につき動産登記申請が7,500円、延長が3,000円、抹消が1,000円である¹⁴。

登記された内容は、登記事項証明書を請求することにより、譲渡人、譲受人、利害関係人、譲渡人の使用者等は見ることができる。また、概要を記載した登記事項概要証明書は、誰でも請求して見ることができる。

図表 3.2

動産・債権の譲渡登記制度の概要



¹⁴ 債権の個数に応じた額（100個以下の場合で6,000円）に、登記の存続期間1年までごとに1,000円を加算した額。詳しくは、次節「案件の進め方」を参照。

登記事項概要証明書の記載内容のイメージは以下のとおりである。

図表 3.3

登記事項概要証明書

【登記の目的】: 動産譲渡登記
【譲渡人】
【本店等】: 東京都中野区〇〇一丁目1番1号
【商号等】: 動産商事株式会社
【会社法人等番号】: 〇〇〇・・・・・
【取扱店】: 中野本店
【日本における営業所等】: -

【譲受人】
【本店等】: 東京都千代田区〇〇一丁目1番1号
【商号等】: 東京法務有限会社
【会社法人等番号】: 〇〇・・・・・
【取扱店】: 九段本店
【日本における営業所等】: -

【登記原因及びその日付】: 平成18年〇〇月〇〇日譲渡担保
【登記原因（契約の名称）】: -

【登記の存続期間の満了年月日】: 平成28年〇〇月〇〇日
【備考】: -

【申請区分】: 出頭
【登記番号】: 第2006-〇〇号
【登記年月日時】: 平成18年〇〇月〇〇日 8時31分

(まとめ)

- A B Lには通常、動産・債権の譲渡担保という方法が用いられる。
- 動産の場合、借り手(担保設定者)から貸し手(担保権者)に動産の所有権を移転しながら、引き続き借り手がその動産の使用を継続するため、事情を知らない第三者がその動産を譲り受けてしまうなどのリスクがある。これに対しては、従来からある占有改定という方法に加え、平成17年10月に動産譲渡登記制度が創設されたことで、譲渡担保の公示性が強化され、動産譲渡担保がやりやすくなった。
- 債権の場合も、譲渡が第三者からはわかりにくい。譲受者が保有している権利を第三者に主張するには、確定日付のある(内容証明郵便など)債務者への通知や債務者の承諾が必要であるが、債権譲渡登記制度を利用することで、こうした事務の手間を軽減しやすくなった。
- 動産と債権の譲渡登記事務はいずれも東京法務局で行っている。

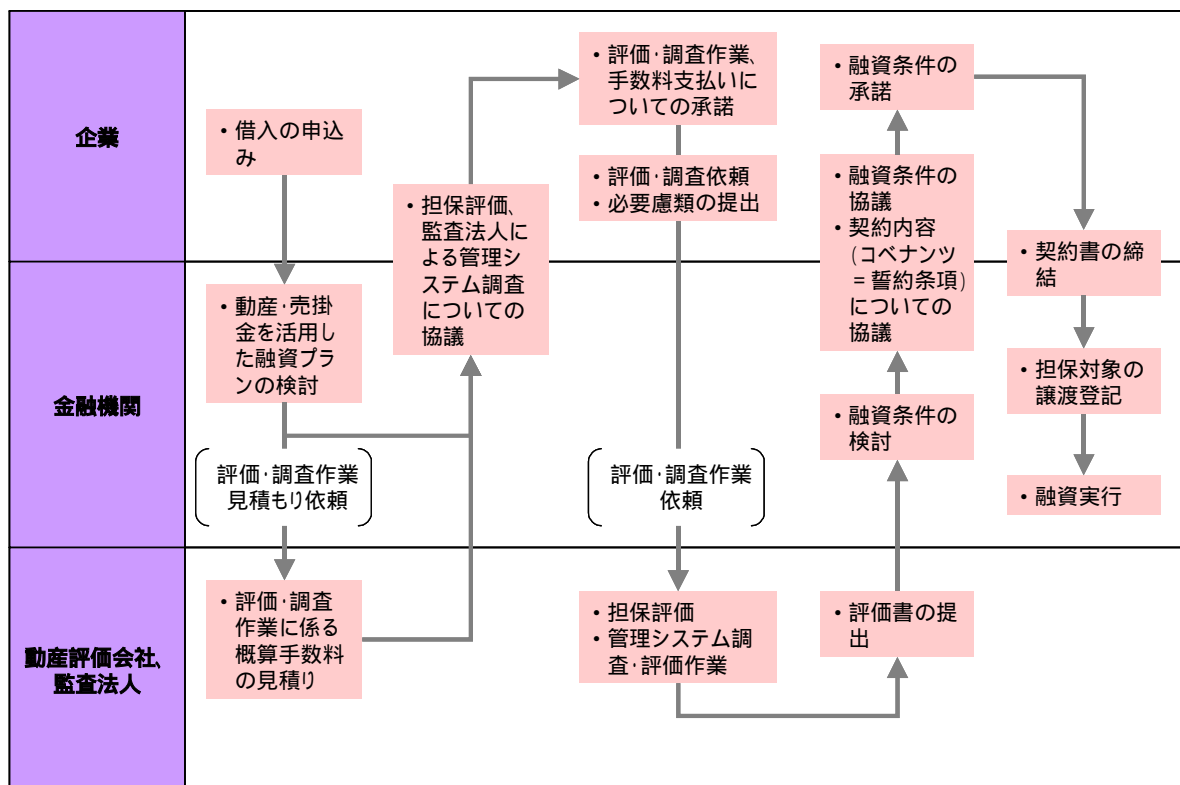
2. 案件の進め方

以下、第2節～4節では、案件の進め方について概略を説明するが、あくまでも一例であり、実際の取り扱いについては金融機関ごとに区々である。案件の検討にあたっては、個別に金融機関への問い合わせが必要である点に留意されたい。

まず、第2節では、実際の案件がどのように進んでいくかを、時系列にみていく。ABLの案件を具体的に進める場合、関係者としては、債務者企業、金融機関等に加えて、外部の評価会社や監査法人が関わる場合が多いことが特徴である。したがって関係者は大きく三者になる。

図は、上記の三つの関係者において、案件がどのように進んでいくかを矢印で順に示したものであり、適宜参照願いたい。なお、融資申込みから実行までに係る時間は、担保の種類などによって異なるが、おおまかな目安は、第3節で述べる。

図表 3.4 ABL案件の関係者とプロセス



（１）借入の申込

A B L などの動産・債権担保融資の場合、不動産担保融資や無担保スコアリングローンとは異なり、スキームの検討をしてみないとメリットがあるかどうか判断ができないため、企業の側からいきなり融資申込みを行うことは現時点では稀と思われる。

実際には金融機関の取引店舗窓口を通じて事前の相談（以下、事前協議）という形をとることが一般的であり、企業・金融機関双方とも取り掛かりやすいパターンである。

金融機関の側も現場の営業店窓口が必ずしも A B L について詳しい知識を持っているわけではないが、取り組みに当たって、適宜本部の専担セクションの応援を頼み対応を検討すると思われるので、まずは担当者に相談を持ちかけてみるのが肝要である。

（２）事前検討資料の提出

金融機関との間で事前協議を行う場合、あらかじめ下記の資料・情報（以下、事前準備資料）を準備・把握して臨むと、打ち合わせがスムーズに進む。

< 事前準備資料のリスト >

- 会社の組織図
- 経理担当セクションの陣容
- 顧問税理士、会計士のサポート体制
- 経理管理システムの概要（使用会計ソフト名等）
- 財務データ（月次試算表等）の提出可否、電子ファイル／紙ベースの
- 店舗の数、所在地、自社店舗／関連会社店舗の別
- 直近月の在庫の種類、残高（簿価ベース）
- 在庫の所有権（自社所有／所有権留保の別）
- 在庫の保管場所（倉庫等）の数、所在地、自社所有／賃借の別
- 在庫の管理方法（実地棚卸の実施回数・方法等）
- 在庫の特殊性の有無（特注品、カスタマイズ商品の有無）
- 売掛先の数、主要売掛先名、シェア、平均売掛サイト、平均的取引金額、回収実績（延滞、貸倒率等）
- 商品売買契約のエビデンスの有無・種類（契約書、注文書等）
- 売買契約上の債権譲渡禁止特約の有無
- 売掛金の管理体制・システムの概要

(3) 事前協議・審査

事前準備資料を基に、金融機関は主に以下の点を調査・検討し、ABLとして取り組むことができる経理管理体制があるか、また担保としての適格性があるかどうかを判断する。

企業側は、この調査を通じ自社で取扱う商品の「地力」、ひいては、自社の事業価値に対する審査を受けることになることをあらかじめ念頭におき、可能な限り協力を行う。

<在庫に関する検討項目>

- 在庫商製品の市場規模、傾向、環境、成長性
- 在庫商製品の主な販売先、販売価格の傾向
- 在庫商製品の希少性
- 在庫商製品評価時における実地調査の要否
- 在庫商製品の保存状態・管理体制が評価額に与える影響
- その他、在庫商製品の担保徴求、担保管理上の留意事項
- 在庫商製品の管理レベル、管理資料と実数の整合性
- 在庫商製品の概算評価額

<売掛金に関する検討項目>

- 売掛先の分散度
- 主要売掛先の信用力
- 売掛金の管理レベル
- 売掛金の希薄化度合い（買掛金との相殺可能性、返品、値引き等）

(4) 担保資産評価

事前協議・審査によりABLの取り組みが可能と判断される場合は、次に、正式に担保資産評価の作業へと進む。

金融機関が評価専門会社に業務委託する場合は、この時点で正式に担保評価依頼を行う。企業側は担当セクション（経理課長等）が実査作業に帯同する必要がある。

評価専門会社に委託した場合、在庫商製品の場合は、担保実査作業に2日～1週間程度、評価書作成作業に3～4週間程度を要する。個別動産（機械等）の場合は、新品であれば1週間前後、中古の場合実査を含め2～3週間で全作業が完了する。

(5) 融資正式決定

担保の評価額（評価会社の評価書）が出た段階で、正式に融資額等、融資条件が決定される。

(6) 契約

上記（ 2 ）～（ 4 ）の作業と並行して、金融機関は企業側との「契約書」の検討・準備を行う。A B Lで一般的に必要な契約書は以下のとおり。

< 必要となる契約書 >

- 譲渡担保設定契約書（集合動産用、個別動産用）
- 債権譲渡担保契約書（特定債権用、不特定債権用）
- 覚書（コベナント制用）
- 金銭消費貸借契約書等、融資取引約定書
- 銀行取引約定書

(7) 担保登記（占有改定以外の場合）

契約後、動産・債権について譲渡担保権登記を行う。登記費用、必要書類は以下のとおり。

図表 3.5 担保登記の費用と必要書類

		動産譲渡に係る登記制度	債権譲渡に係る登記制度
登記費用 (登録免許税)	譲渡登記	・ 1件につき、7,500円	・ 1件の債権の個数が5,000個以下の場合、7,500円 ・ 1件の債権の個数が5,000個を超える場合、15,000円
	延長登記	・ 1件につき、3,000円	・ 1件につき、3,000円
	抹消登記	・ 1件につき、1,000円	・ 1件につき、1,000円
必要書類	譲渡人 (債務者企業)	・ 資格証明書(商業登記簿謄本等) ・ 印鑑証明書(作成後3ヶ月以内のもの)	・ 資格証明書(商業登記簿謄本等) ・ 印鑑証明書(作成後3ヶ月以内のもの)
	譲受人 (金融機関等)	・ 資格証明書	・ 資格証明書
	備考	・ 存続期間10年を超える場合は、事由書が必要	・ 存続期間50年(債務者不特定の債権を含む場合には10年)を超える場合は、事由書が必要

(8) 融資実行

契約、担保登記完了後、融資が実行される。極度取引、個別融資等、個別案件ごとに融資条件が異なる。

(9) 担保資料提出

融資実行後、定期的に財務データ（在庫明細、売掛金明細、残高試算表等）を金融機関宛に提出する。事前に、提出するデータの必要項目、提出頻度、授受方法等については金融機関と十分協議を行っておく。

(1 0) コベナント管理

覚書等の契約書上でコベナント（誓約事項）を取り決める場合、金融機関側が定期的にコベナント抵触のチェックを行う。

(1 1) 担保評価替え

担保となる動産は相場変動等の事由により評価額が変動する。このため、最低でも1年に数回の評価替え作業が必要となる。評価替えは、実査については当初評価時とほぼ同じ作業が行われるが、評価額の算定（評価書の作成）自体は前回評価からの乖離・変動率を考慮し、比較的短期間に作業が完了する。企業側としては当初評価時と同じように担当セクションが実査作業に帯同する必要がある。

3. 各プロセスにおける留意点

第3節では、A B Lの案件の進め方に基づいて、各プロセスにおいて企業が特に留意すべき事項について、解説する。

(1) 融資申込

A B Lは金融機関にとっても新しい融資手法であり、取り組み可否の結論に時間がかかることを、企業側もあらかじめ考慮し、余裕を持って事前協議を始める必要がある。

集合動産（在庫）担保の大口案件の場合、当初申し込みから担保評価作業、契約書等の作成を考慮すると、最低でも2ヶ月～3ヶ月の準備時間が必要となる。一方で個別動産（機械等）に対するローンの場合、比較的短期間での取り組みが可能で、特に新品購入の場合は、実査作業を省略できるので、1～2週間程度のスピーディーな対応も可能である。

(2) 事前検討資料の提出

在庫明細や売掛金明細は、評価作業を進めるうえで電子ファイル（エクセル等）での提出が望ましい。特に在庫担保や多数債務者の売掛金担保の場合、紙ベースの資料提出ではA B Lの取り組み自体が困難になる可能性もある。

(3) 事前協議・審査

「A B L取り組みによって、信用不安を惹起することはないか」という根本的な問題について、金融機関と十分に協議をする必要がある。動産・債権譲渡担保契約の対抗要件具備方法として「登記」を活用する場合、登記事項の概要は譲渡人（債務者）の本店所在地の法務局備え付けのファイルに記載され、何人も閲覧できる（但し、従来の債権譲渡特例法上の登記制度では法人登記簿謄本に登記事項の概要が記載されていたが、新制度では風評悪化に配慮し、法人登記簿謄本への記載は行われないこととなった）。このため、企業としては、仕入先・販売先も含めた業界の体質、自社のポジションを十分勘案し、対抗要件具備方法の選択について、慎重に検討する必要がある。

事前協議の段階で、評価専門会社に委託する場合は担保評価費用をあらかじめ確認する。商製品の種類によっては、担保として不向きなものがある。企業側が認識する商品価値と、担保としての価値が相違する場合もあるので、事前協議の段階で確認する。

(4) 担保資産評価

評価手数料を顧客企業が負担する場合は、評価作業後に融資取り組みができなくなるリスク（費用負担のみが残る）を回避するため、事前協議の結論を得たうえで、作業に着手する。

評価作業には、サンプリングした商品の実地棚卸等、在庫管理・経理管理実務に精通した担当者の協力・帯同が必須となるので、スケジュール調整をあらかじめ行う。

(5) 融資正式決定

動産の評価はほとんどの場合「実地調査」が必要であり、現物の保管状態・環境が評価額に大きく影響するため、当初事前協議時に算定した評価額と正式評価額に若干のズレが生じることがあり、融資額に影響を与える場合もある。

(6) 契約

ABLの契約書は種々のコベナント（誓約事項）を含んだ複雑なものが多いため、企業の側では、事前協議の時点から、内容について詳細に情報提供を受け、モニタリングに関する自社の作業負担、コベナント抵触時の条件等について確認しておく必要がある。

(7) 登記

動産・債権の譲渡担保登記は、東京法務局中野出張所でのみで受付されるので、一般的に郵送による登記申請が予想される（法務局のシステムを使用したオンラインでの登記申請も可）。手続きに要する時間と融資実行のタイムリミットをあらかじめ計算して準備する必要がある。

(8) 融資実行

融資実行は極度取引なのか、個別融資なのか等、融資諸条件によって実行時期・金額が異なるので、事前に十分確認しておく必要がある。

(9) 担保資料提出

提出するデータは、電子ファイル化（エクセルファイル等）されたものが、管理上望ましい。

(10) コベナント管理

覚書等の契約書上でコベナント（誓約事項）を取り決める場合、金融機関側

だけでなく、融資を受けた企業側もコベナント遵守に対する定期的なチェックを行う必要がある。あらかじめチェックシートを考案し（金融機関側の協力を得るのも一考）、債務者側としても契約事項の厳正な管理が求められる。（これはA B Lに限らず、シンジケートローン、ノンリコースローン等、コベナントを付した契約を締結する融資に共通して要請される。）

（ 1 1 ）担保評価替え

評価替えにより金融機関の担保評価額が変動する場合、融資条件（融資金額、担保提供額等）が変更になるコベナントを付した契約となることが多いので、企業としては変更条件をあらかじめ確認する。

（まとめ）

- A B Lは金融機関にとっても新しい融資手法なので、取り組み可否の結論に時間がかかることをあらかじめ考慮し、余裕を持って事前協議を始める必要がある。例えば集合動産（在庫）担保の大口案件の場合、最低でも2ヶ月～3ヶ月の準備期間が必要となる。
- 在庫明細や売掛金明細などの事前検討資料が電子ファイルベースで必要である。また、取り組みが可能な場合、実地調査による評価作業が行われるが、その際には、費用負担の有無など事前に確認する必要がある。
- 実際の融資契約に当たっては各種のコベナントを含んだ複雑なものが多いため、事前協議の段階からその内容について確認し、モニタリングに関する自社の作業負担、抵触時の条件を確認する必要がある。
- 融資実行後は取り決められた期間ごとに担保資料を提出し、コベナントの遵守状況も定期的に金融機関が確認する。

4. 企業から見たABLのポイント

ABLのスキームは、すでに見たように、従来の貸出とは異なる考え方や方法が含まれる。そこで本節では、ABLによる資金調達額、複数金融機関取引がある場合の留意点、コベナントの留意点、外部専門会社の活用、ITを活用した在庫管理といったトピックスを取り上げる。

(1) ABLの資金調達額の決まり方

一般的なABLにおいて、資金調達可能額のはどのようにして決まるのかを示す。

貸出基準額の算出

貸出の上限額の決定は、まず、担保となる売掛金、在庫、機械設備について、それぞれの内容につき担保として適正かどうかの判断（滞留状況、所有権の確認、希薄化度合い等）を行い、担保として適正な対象について担保価値を評価する。担保価値については、以下の三通りの考え方がある。

図表 3.6 担保価値の種類

公正市場価格 (Fair Market Value、略称 FMV)	通常取引において決定される価格。すなわち、物件の売手がなんら強制されことなく、必要な時間をかけて買手を見つけられる状況を想定した売却価格。
静態的処分価格 (Orderly Liquidation Value、略称 OLV)	債務者の破綻により商品(ブランド)の価値がある程度低下することを前提に、半年から1年程度の合理的な期間内に買手を見つけられる状況を想定した売却価格。時間的な余裕をもって、既存の販売チャネルや一般業者への販売、一部オークションや買取業者を利用して処分を行うことを想定。
強制処分価格 (Forced Liquidation Value、略称 FLV)	債務者の破綻を前提。限られた期間内に対象商品を一括して買取業者やオークションなどで強制的に処分しなければならない状況を想定した売却価格。オークション・バリュー (Auction Value) またはディストレス・バリュー (Distress Value、又は Distressed Liquidation Value) ともいう。

この評価額を参考に担保の種類ごとに異なる簿価に対する掛け目(これを「前貸し率」などという)を決定し、実際に貸出を行える金額、すなわち「貸出基

準額」を決定する。当然ながら、担保となる売掛金や在庫などの資産の残高に変動があれば、それに合わせて貸出基準額も変動することになる。

クレジット・ライン

このように算出した貸出基準額を基にして、通常貸し手が審査決裁上の枠取り、すなわちクレジット・ラインの設定を行う。この際、このクレジット・ラインの金額は貸出基準額の変動を考慮して、多少、大きめの金額設定をして対応するのが通例である。したがって、貸出基準額はクレジット・ラインと同額かそれ以下ということになる。

留意点

譲渡担保は複数の金融機関等に差し入れることは難しい。そこで、借り手として注意すべき点として、実際の融資（枠）と比べて過度な担保設定がされていないか、金融機関と十分に交渉することである。

原則として動産や債権担保の評価については、必要に応じて外部評価会社を使うなどして、適正な担保価値を算出する。その上で可能な限り、実際の融資利用額と比較して大き過ぎないような被担保債権の限度額の設定を行うように交渉する必要がある。

（２）複数金融機関取引がある場合の留意点

仮に、複数のメインバンクと取引がある場合で、ＡＢＬの活用を検討する際、一行だけに、在庫などの全体を対象とする担保設定をしてしまうと、他の金融機関の融資に支障が生じる恐れがある。もともと金融機関は、担保設定をせずとも、売上に応じて変化する在庫や売掛金との見合いで運転資金の枠を設定しているので、いきなり他の金融機関が担保設定をしてしまうと、融資の裏づけがなくなってしまうからである。

このような場合、ひとつの方法として、シンジケートローンの活用がある（詳細はＡＢＬの活用事例紹介を参照）。

他の方法としては、可能な場合は担保対象をいくつかに分割して、それぞれを各金融機関に割り当てる方法もある。ただし、どのように分割するかは、以下のような担保の特定方法によって制約されるので注意が必要である。

通常ＡＢＬは、在庫と売掛債権をセットで担保設定する。ここで、在庫などの動産については、物件の種類（パソコン一式など）と保管場所の二つによってグループで特定するか、あるいは、各機器等を通番などで１個１個特定する方法、の二通りがある。一方、売掛債権の場合は、もともなった商取引（何年何月のＡ社への飲料販売、など）あるいは販売先などで特定する。したがっ

て、例えば、複数の商品群を特定の販売先に納入しているような場合は、あくまでも一例だが、次のように担保対象を区分けして、それぞれ別の金融機関と A B L の担保設定を行うことが可能な場合もある¹⁵。

図表 3.7 複数金融機関への担保設定例

担保種類	A 銀行への担保	B 銀行への担保
動産担保	〇〇 所在の倉庫内、住宅用サッシ一式	× × 所在の倉庫内、床材一式
売掛債権担保	C、D、E、F・・・社向けのサッシ販売代金	D、G、H・・・社向けの床材販売代金

(3) コベナンツについて

コベナンツとは

A B L の場合には、事業に直結した在庫や売掛金などの流動資産や機械設備などを担保取得する仕組みであるため、不動産担保とは異なり、借り手の事業内容が大きく変化（主要販売先の変更など）した場合には、その担保価値ないし有効性も変化する場合がある。そこで、A B L の場合には、コベナンツと呼ばれる「約束事」を契約で定める場合が多い。

コベナンツの定義

一般に「コベナンツ（誓約事項）とは、融資期間中、債務者が債権者に対し一定の作為・不作為を誓約すること」と定義されている。コベナンツの種類は通常以下の表のように整理できる。

¹⁵ このようなケースは、登記制度や法制上不可能ではないが、管理上の問題が生じやすいため、実際の取扱いが可能かどうかは、企業側の管理体制や金融機関の方針等によって異なる。

図表 3.8

コベナントの種類

行為の規定	内 容	種類
積極的な作為を要求するもの	財務指標の一定水準以上の維持（自己資本比率、経常利益、インタレスト・カバレッジ・レシオ、デット・サービス・カバレッジ・レシオ等）	財務制限条項
	正確な決算・財務資料の定期的提出	報告条項
不作為を要求するもの	他の債権者への担保提供の制限	報告・承諾条項
	一定水準以上の配当や重要財産の処分の制限	報告・承諾条項

コベナント管理の留意点

財務制限条項を設定する場合、まず事前に、その趣旨や財務制限条項を確認する時期、必要となる資料・提出時期ならびに、抵触した場合の対応について、金融機関と十分に打ち合わせを行い、あらかじめ十分な共通認識を作っておくことが、後日のトラブル防止のため重要である。

いったん設定した財務制限条項については、決算や報告の時だけではなく、定期的に月次等の売上や経営指標をモニタリングし、場合によっては事業遂行上必要な手立てを、先手を打って実施するなど、本業の羅針盤としても活用することは有用であろう。

また、報告・承諾条項についても、報告・承諾事項それぞれの範囲、報告時期等ならびに報告・承諾の義務を怠った場合の対応について、事前に金融機関と十分に打ち合わせを行い、あらかじめ十分な共通認識を作っておくことが重要である。

コベナントは、金融機関から見れば、借り手の経営上の異常値を早期に認識することで、間接的に債権保全に資するものと解されている一方で、抵触時には期限の利益喪失事由となるなど、強力な効力を持つ場合もあるので、抵触した場合の対応についてはよく確認する必要がある。

特に、ABLにおけるコベナントは、借り手がタイムリーに必要な情報を提供することで、金融機関からみて経営状況がよくわかるようになるので、金融機関側も一定の範囲で企業の借入に便宜を図るという性格を持つものであるという共通認識の下で、コベナントが借り手側の権利を一方的に制限するものとならないよう、不明な点はきちんと確認するというスタンスが重要である。

(4) 外部専門会社の活用

ABLを活用するにあたっては、金融機関独自の審査に加えて、担保物の評価、経理部門の管理システムの調査・評価などを外部専門機関に依頼するケースが多い。これは担保物の評価、管理方法の調査・評価については金融機関側にノウハウがほとんどないためである。したがって、借り手は外部専門機関の実地調査に対応したり、その費用を(一部)負担したりする必要がある。

動産評価会社は担保物実査作業を行い、通常何通りかに分けた評価額の算定結果を含む評価書を作成する。この評価額を金融機関は融資可能額の算出の重要な指標として位置付けており、企業として実査作業などの評価作業に協力する必要もある。

経理部門の管理システムの調査・評価については監査法人(通常の監査部門とは分離した部門が当該業務を行う)が行うこともあるが、厳しいチェックを行うというよりも経理の担当者にヒアリングすることで、経理事務の流れ、伝票の流れ、在庫管理の事務の流れなどを把握するものである(フィールドエグザミネーション)。企業にとっては負担感もあるが、ヒアリングは監査法人のノウハウの集約でもあり、在庫管理などでの的確なアドバイスが得られる場合があり、自社の管理システムの高度化につながるというメリットもある。

(5) ITを活用した在庫管理について

経理部門の管理システムの中で在庫管理(種類・数量の正確な把握)は重要な要素である。次章のモデル事例でも紹介しているように、在庫の状況をリアルタイムに近い形で正確に把握できるシステムを構築しておくことは、業務上の在庫圧縮などのメリットがあるとともに、財務情報(在庫明細、売掛金明細、残高試算表等)の定期的な報告に役立つ。さらに、金融機関とのデータのやりとりも効率化が可能になる。

モデル事例では、介護福祉用具のレンタル業者がICタグによるレンタル品の管理システムを導入し、そのシステムを活用してABLを行う際の担保物データの提供や実査への適用について実証実験を行っている。その際に企業から金融機関に対して提供されたデータとしては以下のような項目があげられる。

< 金融機関への提出データ >

- 品目情報(品目名、品目コード、用途、耐用年数、償却方法、償却率、製造メーカーなど)
- 個体情報(個体番号、品目名、品目コード、取得年月、取得金額、簿価、所在場所、取得情報、レンタル回数など)

(まとめ)

- A B Lの貸出上限額は担保となる売掛金、在庫、機械設備について担保としての適性を金融機関が判断した上で、担保価値を評価する。担保価値については公正市場価格、静態的処分価格、強制処分価格など三通りある。この評価額に一定の掛け目をかけて、貸出基準額が決まる。
- 複数の金融機関と取引がある場合、ひとつの金融機関に対して在庫などの全体を対象とする担保設定をしてしまうと、他の金融機関の融資に支障が生じる恐れがある。一つの方法としてはシンジケート・ローンの活用がある。また、担保対象をいくつかに分割して、それぞれを各金融機関に割り当てる方法が可能な場合もある。
- 一般にコベナンツとは「融資期間中、債務者が債権者に一定の作為・不作為を誓約する」とこととされる。A B Lでは事業に直結した在庫や売掛金、機械設備を担保取得する仕組みであるため、コベナンツを契約で定めることが多い。財務指標の一定水準以上の維持を要請する財務制限条項や、他の債権者への担保提供の制限などが一般的であるが、事前にその趣旨や確認する時期、必要となる資料・提出時期、抵触した場合の対応について金融機関と十分に打ち合わせを行っておく必要がある。
- A B Lを活用するにあたって、担保物の評価、経理部門の管理システムの調査・評価などを外部専門機関が行う場合が多い。それぞれA B Lの重要なプロセスであり、実地調査やヒアリングなどに協力していくことが求められる。
- A B Lにおいては、在庫の種類・数量を正確に把握できる在庫管理システムは重要な要素である。在庫の状況をリアルタイムに近い形で正確に把握できるシステムを構築しておくことは財務情報の定期的な報告にも役立ち、金融機関とのデータのやりとりの効率化も期待できる。

第4章．A B L モデル事例の紹介

A B L の具体的な取り組みについてイメージアップを図るため、A B L 推進事業の中で取り上げたモデル事業の概要を紹介する。モデル事業としては、ライフサイクル重視型モデル、信用金庫によるリレーションシップ強化型モデル、大手銀行による外部評価機関活用型モデル、I T 活用による在庫管理型モデルの四つがある。それぞれについて、取り組み経緯、メリットと課題、スキームの概要と特徴について説明する。

1. ライフサイクル重視型モデル

(1) 取り組みの経緯

株式会社西昆（福岡県古賀市、海産物加工卸、資本金 33 百万円、従業員 50 名、年商 14 億円）では、海産物は漁獲高が年によって変動する一方、取引先には、同じ原産地のものを継続的に一定量確保したいという強いニーズがあった。このため、豊漁の年に大量に仕込んでおく必要があり、必然的に在庫負担が大きくなる。また、商品のライフサイクルが短くなってきているため、常に次の商品を開発しなければならない。このため工場ラインの開発・改善、機械化等のハード面の投資に加え、外部コンサルタントや商品開発専門スタッフの配置等ソフト面にも相応の投資が必要であった。

(2) メリットと課題

A B L を利用したメリットは三点あった。第一に、従来の借入枠外で資金調達ができ、事業展開の幅が広がった。第二に、金融機関と一緒に作り上げていったという実感とともに、事業のライフサイクルをとらえるというスキームを通じて双方の信頼感も高まるという効果があった。第三に、本案件には、「停止条件付連帯保証制度」という条項が契約に盛り込まれている。これは、一定の要件が生じない限り、つまり経営者が約束した管理を怠っていない限り、経営者個人による連帯保証は設定しないというものであるが、この仕組みについては利用する側としてはメリット感が大きかったようである。

他方デメリットについては、第一に、しばしば指摘される信用不安（風評）に関しては、確かに、親しい同業社から「在庫まで担保にしないと金を借りられないのか」との電話があったが、仕組みを詳しく説明すると「画期的な手法だ。うちも検討してみよう」という具合に、肯定的な評価になったという。電話してこなかった取引先の中に信用不安を感じている先もある可能性は否定できないものの、その後特に商取引上の問題は発生していない。第二として、契約書の数が多い点に関しては、「正直なところ署名捺印が面倒であった」との評価であった。

(3) スキームの概要と特徴

本件は、商工中金と福岡銀行が連携したシンジケートローン型 A B L である。A B L の中でも、特に、在庫が販売され売掛金となり、売掛金が回収され流動預金となる「事業のライフサイクル」に着目し、在庫・売掛金・流動預金を一体として担保取得するとともに一定の極度融資枠を設定するスキーム（流動資

産一体担保型融資)である点が特徴である。このスキームでは、融資にコベナントを付すことで、債権者たる金融機関が債務者に対してガバナンスを発揮することになる。

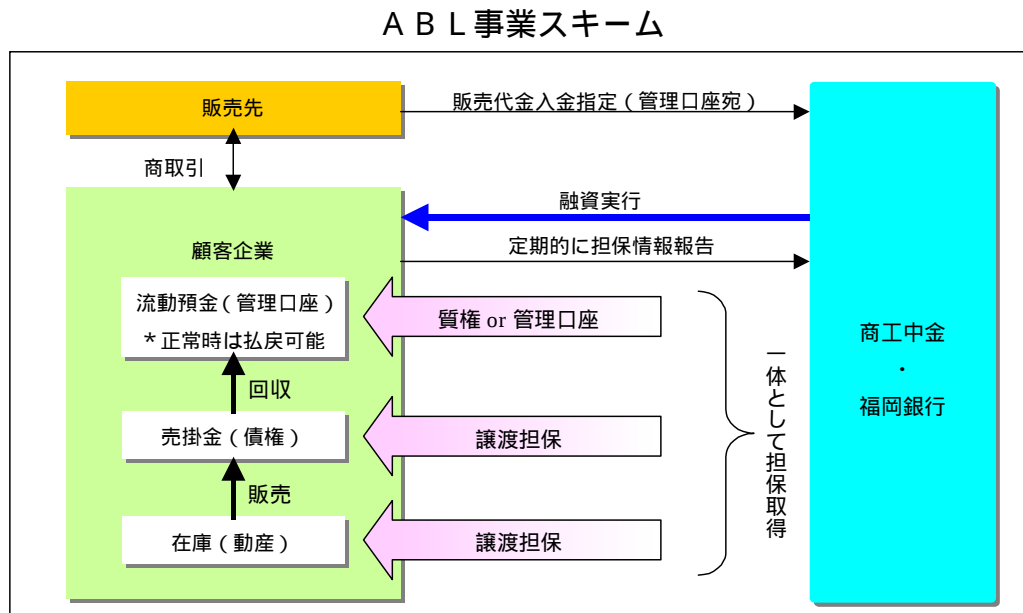
動産に関しては、昆布など倉庫内にある海藻類を譲渡担保とし、あわせて、売掛金に関しても、一部の有力販売先に対する売掛金を将来数カ年分にわたって担保設定する。債権担保に関しては、売掛先(販売先)には通知しない方式(サイレント方式という)で債権譲渡登記を行っている。

このスキームの特徴は、借入企業の事業フロー、いわば「事業のライフサイクル」を一体として把握し、かつ、原則としてこれのみを貸付の主要な引当てとする。担保取得した在庫の処分価値については厳密な評価をしていないが、取引先の事業のライフサイクルを把握することで、広い意味での保全効果が期待される。

また、もうひとつの特徴として、停止条件付連帯保証という仕組みを採用している。これは、連帯保証債務の発生を一定のコベナント違反の場合に限定し、経営者として誠実に事業を遂行し、借入金の返済に努力していると認められる限り、(例え借入企業の事業及び財務状況が結果的に悪化したとしても)経営者の個人責任を追及しない(連帯保証責任を負わせない)方式である。

なお、リレーションシップ・バンキング(リレバン)の一環としてのABLの活用という観点からは、本スキームを実施した福岡銀行では、「入り口段階で業種や資金の用途をできるだけ限定しないで前広に取り組む」ことを重視しているという点も留意すべきであろう。取引先とのリレーションをベースとしたビジネスモデルであるリレバンにおいては、まず、取引先の課題、商流についてよく聞いて把握し、そのソリューションのひとつとしてABLが有効であれば活用する、というスタンスである。その場合には、むしろ外部機関を活用して在庫や売掛債権を評価したうえで、当該在庫物件が担保設定に適さない(動産譲渡登記に必要な物件の特定がしにくい等)なら、あえて担保設定しないというABLもあり得る。

【参考 ABLのスキーム・概要】



ABLの概要

1	実施金融機関	福岡銀行・商工組合中央金庫
2	対象企業	株式会社西昆
3	外部事業者	日本ユニシス株式会社(動産登記ファイル作成アプリケーション)
4	取得担保の概要	【動産】昆布、煮干、海藻類製品の在庫(集合動産として、動産譲渡登記を実施) 【債権】取得あり(10社に対する昆布等販売代金、債権譲渡登記を実施) 【預金】商工中金に開設した普通預金
5	ローンの概要	シンジケートローン型ABL 【金額】極度額 50 百万円 【融資形態】コミットメントライン(リボルビング極度枠設定による個別貸付) 【金利】1.5%(E-ジエントフィー、ファシリティーは別途)

2. リレーションシップ強化型モデル

(1) 取り組みの経緯

株式会社クロイツは、ロボットの受注生産を行っており、市場ニーズの拡大により売上が急拡大している企業である。内示から回収までの期間が長い、受注の多い月と少ない月の山谷の差が大きい、という二点の事業特性から、長期かつ受注量の変動に対応できる運転資金の調達を必要としていた。一方で、不動産担保借入や無担保借入など、これまでの一般的な調達手法を活用した新たな資金調達は難しい状況にあった。

以前より株式会社クロイツと取引関係にあった岡崎信用金庫の担当者（支店長）は、このような顧客の悩みを何とか解決できないものかと、経営サポート部長に相談をした。ちょうどその頃、経営サポート部長はABL研究会の委員としてABLの普及推進に携わっており、顧客の悩みを解決する方法の一つとしてABLが活用できるのではないかと考え、顧客に提案した。

ABLは、企業が在庫や債権を担保として金融機関に提供する融資手法であるため、在庫・債権の管理および管理情報の開示が非常に重要になってくる。株式会社クロイツの経営者は、岡崎信用金庫からの説明を受け、ABLによって資金を調達することで、資金調達だけではなく、内部統制の強化を図ることができるかと確信し、ABL実行に取り組むこととなった。

なお、本案件は、岡崎信用金庫として初のABL案件であったことや、準備に長い期間を費やすことを避けるため、シンジケートローン型ABLの契約書雛型やABLに関するノウハウを保有していた商工組合中央金庫と組んで実行している。

(2) スキームの特徴

岡崎信用金庫では、リレーションシップ・バンキング機能強化の観点から、借り手と貸し手の意思疎通が最も重要であり、問題の早期発見・早期再生の仕組みを構築することで、なるべく担保処分には至らせないことを念頭に置いている。そのため、月1回の経営情報の報告および意見交換によって、経営上の戦略を明確にしていくことで意思疎通を図ることとした。また、早期発見・早期再生の仕組みとして、オリジナルの経営情報管理システムを活用した日々の実績管理と、携帯電話の写真機能を活用した担保の実物管理を導入することとした。これらのITツールは、株式会社クロイツ自身が望んでいた体質改善（内部統制の強化）の手段・道具として、経営戦略上の大きな強みとなっている。

企業側の経営者が高い意識を持っていること、情報管理・開示のための手段・道具が揃ったこと、この二点が揃っただけでは企業の体質改善が上手く行くとは限らない。株式会社クロイツでは、従業員が今回の取り組みについてきちんと理解し、高い意識を持つことが大切だと考え、岡崎信用金庫の協力を得ながら従業員に対する説明会を実施し、従業員の理解を得ることに努めている。

（３）メリットと課題

今回の案件について、株式会社クロイツは ニューマネーでの資金調達により資金繰りの不安からの解放、身の丈に合ったタイムリーな資金調達の実現、借り手と貸し手の緊張感のある関係構築、金融機関からのガバナンスの享受という四つのメリットを挙げている。

岡崎信用金庫は、フェイス・トゥ・フェイスの関係が強化でき、長期・継続的な信頼関係が構築されることにより、顧客のニーズに合った金融サービスが提供できること、経営そのものを見ていくことにより、仕事の質が高まり、職員のモチベーションアップにつながることをメリットと捉えている。一方、課題としては、ＡＢＬの対象となる企業の選定（誠実で透明性があり、成長意欲ある企業）、ＡＢＬの顧客への説明力の向上、金庫職員の理解向上、「早期発見」のための経営情報をリアルタイムで把握できる体制づくり、「早期再生」のための経営コンサルティング能力の向上、の五点を挙げており、顧客との関係強化の中で経験とノウハウを蓄積しながら課題解決に取り組んで行く姿勢である。

岡崎信用金庫では、様々な中小企業に対する提案活用を通じて、デットサイドからのガバナンスを希望している中小企業、ＩＴの導入を取引先から求められており、自社もその必要性を認識しているが、やり方が分からず困っている中小企業、正確かつスピーディーな帳簿の作成を望んでいるが着手できていない中小企業、が多数存在しており、ＡＢＬを契機として中小企業の悩みが解決される可能性があることが分かり、今後も積極的に推進していく意向を示している。

【参考 株式会社クロイツの企業概要】

< 企業概要 >

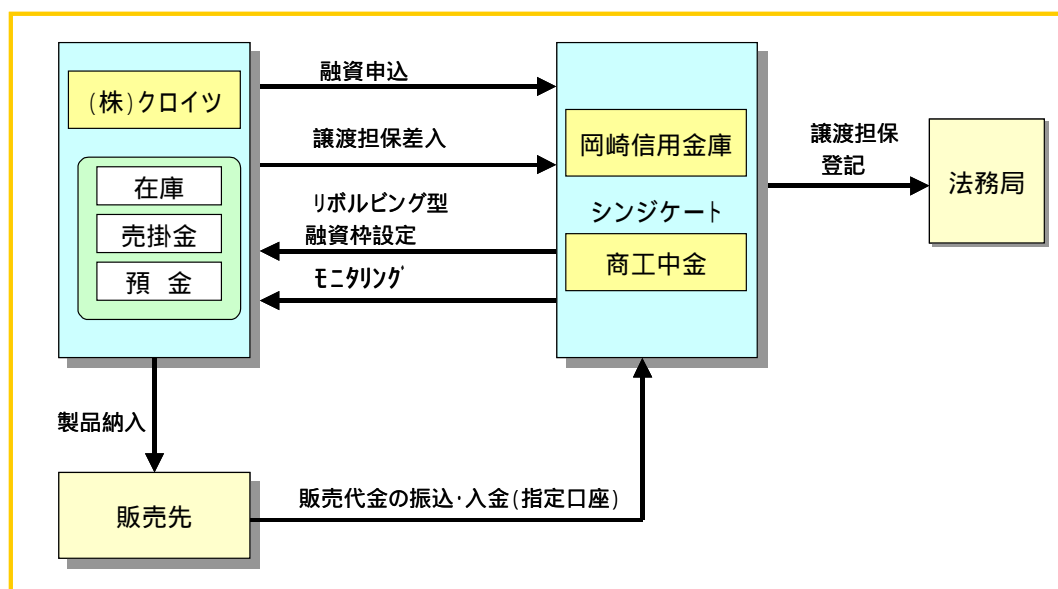
業 種： 機械製造販売業
資 本 金： 30 百万円
売 上 高： 6.5 億円
従業員数： 25 名

< 事業概要 >

- バリ取りに特化したロボットの開発・設計・製造・販売およびメンテナンスを自社ブランドにて展開
- ロボットや刃具等のツールを自社開発しているバリ取り機メーカーのオンリーワン企業
- 自動車関連業界では品質・コスト面により、バリ取りに対する認識が高まっているものの、バリ取り工程は依然として手作業が多く、機械化に対する需要が拡大しており、近年業績が急拡大中
- 主要販売先は大手自動車関連メーカー

【参考 A B L のスキーム・概要】

A B L 事業スキーム



A B L の概要

1	実施金融機関	岡崎信用金庫・商工組合中央金庫
2	対象企業	株式会社クロイツ
3	外部事業者	-
4	取得担保の概要	【動産】事務所、工場、倉庫に保管されている全ての在庫機械、在庫仕掛品、在庫部品（集合動産として、動産譲渡登記を実施） 【債権】取得あり（債権譲渡登記を実施）
5	ローンの概要	シンジケートローン型 A B L 【金額】極度額 100 百万円 【融資形態】コミットメントライン（リボルビング極度枠設定による個別貸付） 【貸付期間】1 年（最長 5 年まで自動更新） 【金利】1.375%（I-ジエントフィー、ファシリティフィーは別途）

3. 外部評価機関活用型モデル

(1) 取り組みの経緯

A社は、工作機械のドリルの先端など切削工具を扱う卸売業者である。A社で扱っていた製品種類は非常に多く、加えて取扱商品の大半が輸入品であったため、取引先の要望に即対応するためには多種多様・大量の在庫が必要であった。一方で、不動産等の担保提供可能資産は少なく、保証人の提供も難しい状況にあったことから、一般的な調達手法による新たな資金調達は難しい状況にあった。

以前よりA社と取引関係にあったみずほ銀行の支店に、「欧米のような売掛金や在庫を活用した資金調達ができないか？」との相談がA社からあり、この相談に対して、みずほ銀行のA・L・Cソリューション部が検討を開始した。

A社の扱う製品を精査したところ、世界的にもトップクラスの製品を扱っており価値が高いことが判明した。また、実地調査や監査法人の調査を通じて、多品種にも関わらず在庫の保管が整備され、管理体制もしっかり確立されていることが分かった。以上の検討を通じて、みずほ銀行ではABLが可能と判断、3億円の新規融資を実施した。

(2) スキームの特徴

在庫評価はトゥルーパーズプレーザルサービスイズ株式会社と、在庫の管理体制の確認は監査法人との提携のもと実施している。在庫の価値を算定する際には、アドバンスレート（掛け目）の設定がポイントになる。みずほ銀行はトゥルーパーズ社に依頼して、以下の三種類の価格を算定した。その上で、A社の業績や処分マーケットの状況を確認し、どの価格を採用するのかを決定した。

F M V (Fair Market Value : 公正市場価格)

O L V (Orderly Liquidation Value : 静態的処分価格)

F L V (Forced Liquidation Value または Distress Value : 強制処分価格)

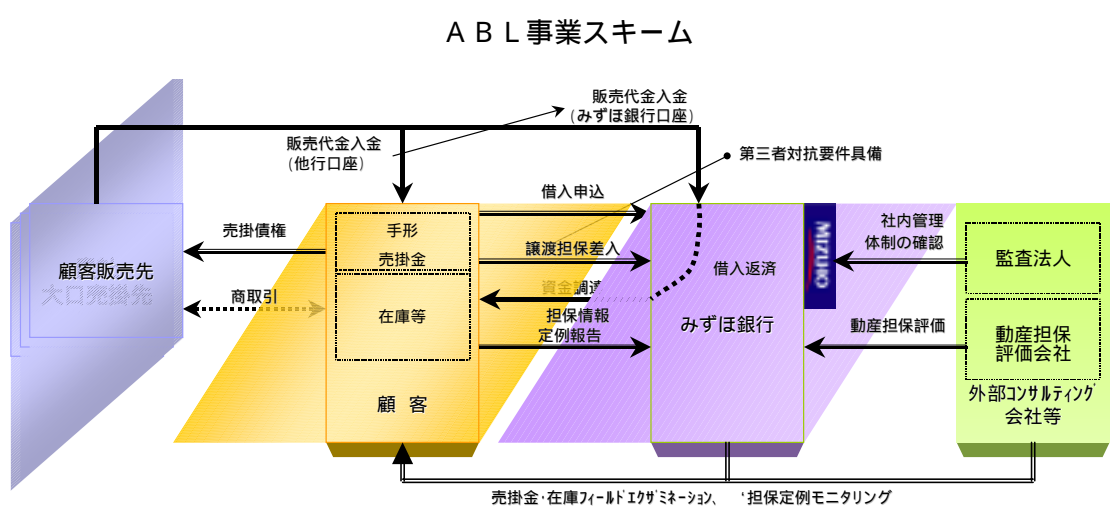
(3) メリットと課題

A社は本案件を通じて、多種多様・大量の在庫や売掛金を活用して新規融資を受けられ潤沢な運転資金を確保できたこと、不動産等の担保対象資産が無く、保証人提供が難しい状況でも新規融資を受けられたこと、の二つのメリットを得ることができた。

みずほ銀行にとっては、従来の手法では貸出の増加が難しかった先に、新規融資が可能となったこと、顧客の要望に新しいスキームで対応でき、信頼

関係が高まったこと、在庫価値評価や在庫管理体制の評価に外部機関を活用し、高いレベルでの実態把握を行えたこと、がメリットとしてあげられる。一方、課題としては、担保管理上のリスクをどうヘッジしていくかをあげている。不動産や有価証券と違い、動産の管理は原則として借り手に依存しており、盗難や紛失などのリスクを伴う。銀行として担保をいかに支配できるかについて、今後もA B Lの個別案件を積み上げながら検討していく考えである。

【参考 A B Lのスキーム・概要】



A B Lの概要

1	実施金融機関	みずほ銀行
2	対象企業	A社（切削工具卸売業）
3	外部事業者	担保評価会社（トゥルーバアプレーザルサービスイズ株式会社） 監査法人
4	取得担保の概要	【動産】切削工具一式 【債権】売掛金
5	ローンの概要	【金額】融資枠 3 億円（ただし担保対象金額に別途定める割合（アドバンスレート）を乗じた金額のいずれか低い方を上限とする） 【借入方式】特別当座貸越 【貸付期間】1 年（双方異議なき場合は自動更新） 【金利】金利のほか別途手数料を徴収

4. IT活用による在庫管理型モデル

(1) ICタグの機能と活用分野

ICタグ(RFID: Radio Frequency Identification)は、タグ状またはカード状の媒体を人又は物に貼付して電波を用いてデータの読み出しまたは記録を行い、対象(人、物)を識別する自動認識方法である。

まずICタグの特徴、特にバーコードとの比較で見ると、ICタグはデータの読み取り・書き換えが可能なICを埋め込んでいるため、非接触で電波を使って情報の読み書きを行うことができる(非接触・データの書き込み)。

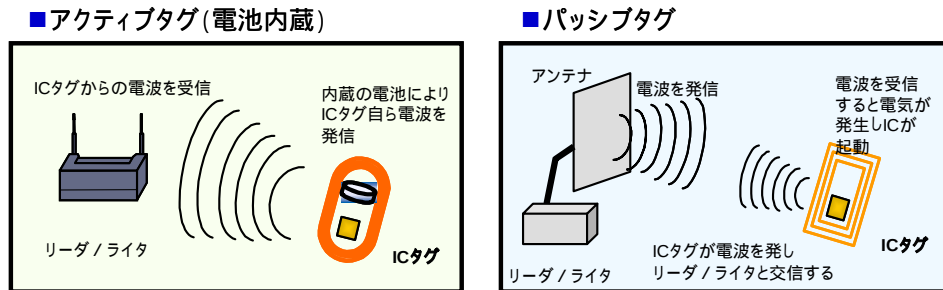
バーコードなどと違って離れた距離から処理ができるほか複数タグの同時認識機能や汚れに強く何度でも再利用可能などのメリットがある。例えば、複数同時読み取りでは端末機を活用して一括で20個、30個を認識することができる。さらに電波を活用するので、遮蔽物があっても読取ることができる。電波なので金属は無理だが、ガラス、木、紙などでも透過してデータの読み書きができる。物流の場面で、段ボールの中に入っている製品を通過時点で読み取るといったこともできる。ただし、現状の技術水準では100%保証できる状況ではない。

さらに通常13桁の英数情報をもつに過ぎないバーコードに比べ多くの情報量をもつことが可能で、一般的なICタグの場合、128バイトのメモリを持っている。個体識別の番号として16バイト確保されているので、残りの100バイトぐらい(英数で100文字、漢字などがあると50文字ぐらい)がユーザが自由に使えるエリアとなっている。

次にICタグは構造によって大きく二つに分かれている。アクティブタグは自ら電波を発するため、電池を内蔵している。メリットとしては、交信距離が長いこと、デメリットとしては電池交換、充電が必要なこと、小型化に限界があること、コスト高などがあげられる。パッシブタグはリーダー・ライターからの電波をエネルギーとしICタグの情報をリーダー・ライターとやり取りするため、電池を必要としない。メリット、デメリットはアクティブタグの逆となり、メリットとしては小型化が容易、電池交換・充電などのメンテナンスが不要な点があげられ、デメリットとしては通信距離が短いことである。

図表 4.1

I C タグの分類



(出所)日本ユニシス株式会社資料

さらに、I C タグの場合、国内では五つの周波数帯に分かれており、それぞれ通信距離や、金属に強い、弱い、水分に強い、弱いといった特徴がある。例えば 135kHz 未満の I C タグは、回転寿司の精算システム等に利用されている。利用シーンに応じて、I C タグの使い分けが重要である。

図表 4.2

I C タグの種類と概要

(出所)日本ユニシス株式会社資料

(2) 株式会社ハートウェルの在庫管理システムの概要

株式会社ハートウェルは、公的介護保険制度の在宅サービスの中で福祉用具のレンタル、販売、住宅改修を主な事業としている。その中でも、福祉用具のレンタルは当社の基幹事業となっており売上高の約8割を占めている。

福祉用具のレンタルは、一度利用者に利用された用具が返却されて、メンテナンス、消毒等を行い、また改めて、違うお客様に利用してもらうという循環サイクルになっているが、今まで、在庫表や入出荷のデータは、目視等による紙ベースでの確認にとどまっていた。しかし、レンタル事業の取扱量の拡大に加えて、レンタル品の品質向上のため、商品の十分な消毒・メンテナンス・清掃・保管状況を把握するための品質管理システムの構築が必要となっていた。

ICタグ、バーコードを活用した商品管理システムの構築に至った目的としては以下の通りである。

< 商品管理システム構築の目的 >

- 今まで業界内でも管理し得なかった商品ごとの年齢、消毒、メンテナンス履歴の管理を行い、明確な廃棄基準や修理履歴の管理を可能にすること
- 個品単位での集中管理が容易に実現でき、商品の状態に応じたりリアルタイムな在庫把握をし、運営管理を効率化すること

上記の対応を行うことで、商品・品質の向上や対応のスピードアップ、これらによる顧客満足度の向上、顧客情報管理の高度化へつながっていくものと当社では考えている。

在庫管理システムの概要は下図の通りで、商品のステイタスや履歴管理、組み立てミスの削減が図られている。例えば、メンテナンスセンターから出荷される商品は、その殆どの流通過程で「カゴ車」に載せられて一括輸送される。したがって、メンテナンスセンターにて一度、カゴ車に載せる全ての商品をカゴ車に貼付したICタグに登録しておけば、以降はそのICタグさえスキャンすればカゴ車全ての商品が確認出来る。

図表 4.3

在庫管理システムの概念図

(出所) 株式会社ハートウェル資料より

(3) 実証実験の概要

みずほ銀行、日本ユニシス株式会社の協力のもと、株式会社ハートウェルのレンタル品在庫を担保として、融資を行う際にICタグを活用した在庫管理システムを活用するとどのような面で効率化が図れるかについて、実証実験を行った。実際に在庫管理システムを活用した融資プロセスは下図のようになるが、今回は実際の融資を伴わない実証実験であるため、譲渡担保データの作成と金融機関へのデータ引渡し、金融機関におけるデータの処理と管理、動産の実地調査のみを行った。実験の手順は以下のとおりである。

図表 4.4

実証実験の流れ



動産譲渡担保データの作成

株式会社ハートウェルの在庫管理システムより必要情報を抽出して、みずほ銀行サイドに譲渡担保データとして、集約化する。

例えば以下のようなデータを抽出して、譲渡担保データとして集約した。

< 金融機関への提供データ >

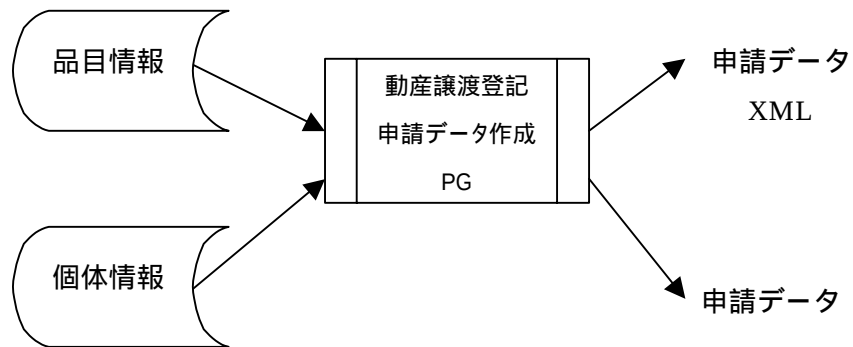
- 品目情報 (品目名、品目コード、用途、耐用年数、償却方法、償却率、製造メーカーなど)
- 個体情報 (個体番号、品目名、品目コード、取得年月、取得金額、簿価、所在場所、取得情報、レンタル回数など)

受領データの処理管理

みずほ銀行サイドで日本ユニシス株式会社の協力のもと、動産譲渡登記データを作成する。今回は集合動産ではなく、15,000 個の個別動産として登記デー

タを作成することとした。

図表 4.5 データの構成・連携について



図表 4.6 動産登記データ担保明細情報

NO.	項 目	説 明
1	種類	品目コードと品目名をセット。データ間に“、”を挿入
2	特質所在	個体番号をセット
3	動産区分コード	0 1 : 個別をセット

動産実地調査

動産の状況管理のために、株式会社ハートウェルのレンタル品倉庫にて実地調査を行った。具体的には担保品の現物チェック、明認方法の確認などを行った。

図表 4.7

I C タグへの読取情報の書込・読込



(4) 検証項目と検証効果

上記の手順の中で特に A B L への活用の視点を重視し以下の検証を行った。

在庫状況把握の精度確認

I C タグを活用した在庫管理システムにより高精度、即時に在庫データ取得が可能かどうかをみるために、以下の点の確認を行った。

I C タグによる通信機能、情報蓄積機能を確認するために、リーダー・ライターを I C タグにかざすことにより個体番号を読み込んだ在庫データの取得が可能かどうかを検証した。この結果、当該システムにより正確な在庫データが取れることで、金融機関として A B L の取り組みが行いやすくなる。また、企業と金融機関との事業内容の把握による信頼感向上につながると考えられる。さ

らに、正確・即時の在庫データを入手することにより在庫量の変動とファイナンス金額変更のタイムラグを減少させることにもつながると考えられる。

在庫把握の実査への効果

通信機能、情報蓄積機能により金融機関による実査時間・コストの削減が可能かどうかを検証したが、端末機及びＩＣタグの機能の限界から端末機の読み込みにはＩＣタグとの距離を15cm以内に近づける必要があり、在庫個数確認には目視と同程度の時間を要するため、大きな改善にはつながっていない。今後、実査時間及びコストの削減はＩＣタグとの距離が数メートル・広範囲（広角度）で一括で読み込めるシステムの開発が必要となる。

担保の明認方法

担保物件であることをＩＣタグに書き込むことで、担保の明認方法とすることができかどうかの検証を行った。通常は在庫品に譲渡担保であることを示すプレートをつけるなどの方法があるが、企業サイドの抵抗感が大きいため、ＩＣタグでの書き込みを担保の明認方法に活用することにより企業サイドの抵抗感の払拭が可能ではないかという視点によるものである。具体的には、車椅子、ベッドなどのサンプル物件のＩＣタグの空き容量に金融機関の担保物件であることのデータが書き込めるようにシステム対応を行い、端末機にて書き込み・読み込みの検証を実施した。

結果として、ＩＣタグへの書き込みで担保物件であることを表示することが可能であるが、保全のためには担保データの変更を原則不可（担保から解消された場合のみ消去できるように）とする必要があり、そのためのシステム対応が必要である。今後はＩＣタグへの担保情報の書き込みが実際の保全に役立つために社会の共通認識及びＩＣタグへの書き込みの仕様の標準化などが必要である。

ＩＣタグに記録された履歴情報による物件評価

ＩＣタグに記録されたレンタル履歴情報により在庫価値評価に反映できないかを検討した。レンタル品個品ごとに帳簿上の履歴データとの突合は可能であったが、レンタル品の価値評価にはレンタル回数だけでなく、経過年数、使用時間、使用条件、物件の条件（新製品かどうかなど）によって大きく異なるため、履歴情報だけからの評価額算出は困難であった。

（５）今後のＡＢＬ活用に向けた課題

ＡＢＬを普及促進するためには企業サイドでの適切な在庫管理、在庫情報の提供が必要となり、金融機関サイドでも動産担保の情報管理、評価システム、実査ノウハウの積み上げが必要となる。このためには両者での今回見たような在庫管理システム、担保情報システムなどシステム整備と企業と金融機関間の情報連携の仕組みが欠かせない。情報連携については企業の在庫情報という内部情報を扱うため、セキュリティやリアルタイム性を意識したデータ伝送の仕組みが必要となる。